

# 令和2年12月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和2年12月8日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企画財政課長	野 上 英	了
新庁舎建設室長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健康推進課長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住民福祉課長	成 富 浩	樹
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダム対策室長	田 川 義	信
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 一般質問

( 1 0 : 0 0 )

**議** 長 ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和2年12月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議** 長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定により、高以良壽人議員及び堀田一徳議員を指名いたします。

**議** 長 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております、会期日程案のとおり、本日から12月16日までの9日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間と決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

**議** 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

**議** 長 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

去る10月14日新庁舎建設安全祈願祭が執り行われ、本格的な工事が始まりました。工事期間中、一人の怪我や事故もなく進み、素晴らしい新庁舎が完成することを願っているところです。

次に、10月16日国土交通省長崎河川国道事務所及び福岡にあります国土交通省九州地方整備局へ、東彼杵道路建設促進期成会で要望活動を行いました。本町に最も関係する事項といたしまして、東彼杵道路の早期事業化、国道205号に係る交通安全対策事業としての川棚医療センター入口交差点改良の早期完成等を要望しております。

次に、10月28日県北振興局に対し、町内で展開されている各県営事業について、新規事業1件、事業促進8件、維持補修等1件について早期完成の要望を行いました。

次に、11月3日町政功労者表彰式が行われ、5名の方が表彰をされました。誠におめでとうございます。

次に、11月9日東彼地区保健福祉組合議会臨時会が開催され、波佐見町議会改選に伴う福祉組合議会の副議長選挙及び監査委員の選任について同意が求められ、副議長に東彼杵町議会の吉永議員、監査委員に波佐見町議会の横山議員がそれぞれ決定をしております。

次に、11月25日NHKホールにおいて、第64回町村議会議長全国大会が、衆参両院議長ほか多数の国会議員出席のもと開催をされました。その主な内容は、国における令和3年度の予算編成及び施策の策定に当たり29項目について要望をすることを決議。また「新型コロナウイルス感染症対策に関する件」を、そのほか4件を特別決議として決定し閉会をいたしております。

次に、11月30日午前10時から川棚町議会臨時会が開かれ、主に人事院勧告に伴う議員報酬及び費用弁償等、町長及び副町長の給与、並びに職員の給与に関する条例の一部改正についてそれぞれ議案審議が行われ、いずれも全会一致で可決しております。

また、同日午後1時半から東彼地区保健福祉組合議会臨時会が開かれ、同様の議案等が審議をされ、こちらも全会一致で可決をしております。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配布をした「議長諸報告」が9月定例会以降私が主に出席をした会議等であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書、9月実施分、10月実施分、11月実施分が監査委員から提出をされておりますので、後ほどご一読をお願いをいたします。以上で、私からの報告を終わります。

(10:04)

**議 長** 次に、日程第4「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

町 長 皆様、おはようございます。本日ここに、令和2年川棚町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜わり、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、皆様方もご承知のように、去る11月8日天皇陛下におかれましては、立皇嗣宣明の儀を挙行され、秋篠宮文仁親王殿下が皇嗣となられたことを国の内外に宣明されたところであります。改めて町民の皆様とともに、謹んでお祝いを申し上げますとともに、秋篠宮皇嗣同妃両殿下のご健勝とご多幸、そして皇室のますますの弥栄を衷心よりお祈り申し上げたいと存じます。それでは、行政報告2点を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の発生についてでございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、11月に入り全国的に感染拡大の傾向が続き、長崎県におきましても感染者は増加しておりましたが、去る11月24日夕方に県央保健所から連絡が入りまして、本町において感染者が1名確認されたということでありました。そこで、翌日25日の9時から対策本部会議を開催し、正式発表後の対応等について協議をしたところでありました。その後、午後3時に正式に県内264例目の感染者が本町で確認された旨、県からの発表がなされたところでありました。そこで、県の正式発表と同時に、対策本部会議での協議を基に、町ホームページにおいて町長からのメッセージとして、感染者発生の情報並びに感染拡大防止に関する注意喚起などについて掲載を行い、町民の皆様にご周知をするとともに、防災行政無線においても同様の放送を行い対応をしたところでありました。25日の夕方には、心配されていた濃厚接触者3名の方のPCR検査の結果が陰性であったことが判明し、その後、本町における感染拡大は生じていないようであります。しかし、全国的な感染拡大は依然として続いておりますので、一人一人が感染拡大防止に努め、1日も早く収束に向かうよう心から願っているところであります。

次に、令和3年度予算編成についてであります。国におきましては、新年度予算の編成が行われており、新聞報道によりますと、令和3年度予算の総額は新型コロナウイルス感染症対策などもあいまって、3年連続で過去最大規模になる見込みであると、このように報じられております。本町におきま

しては、昨日12月7日の課長会議において、令和3年度予算編成方針を示したところであり、これから本格的な予算編成作業に入ることとなります。令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入歳出ともに今までにない対応が必要になると予想され、大変厳しい予算編成作業になるものと思いますが、第5次川棚町総合計画に定めた「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現のために、各種施策の効率的な実施並びに徹底した経費節減と合理化に努め、今後とも健全な財政運営ができるよう指示をしたところであり、以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案であります、令和2年度各会計補正予算5件、条例制定1件、条例改正1件、公の施設の指定管理者の指定の件4件でございます。提案の理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

**議 長** これで行政報告を終わります。

(10:10)

**議 長** 次に、日程第5「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告者は5人です。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、堀田一徳議員。

**10番堀田** おはようございます。議席番号10番、堀田一徳です。施設活用のビジョンについて質問をいたします。

新型コロナ感染症により、いろいろな所で影響が出ています。観光面ではインバウンド客の減少により観光地や宿泊施設では大変な打撃を受けております。それに伴い、自粛の要請で飲食店やイベントの中止などにより経済面にも影響が出てきています。また、財政面でも厳しいことが予想をされます。こういった状況の中で、本町の施設の活用ビジョンについて次の点を尋ねます。

①百津地区の緑地整備計画で多目的広場が令和6年度完成予定で工事が進められています。目的と活用のビジョンは。

②片島公園交流拠点施設が令和2年度に床面積48平米で完成予定ですがどのように活用をしていくのか。

③大崎自然公園内にある旧レストハウス「ピーコック」の改修が予定され

ていますが、観光が低迷している中でどのように活用していくのか。

④川棚町観光協会が指定管理者として運営している「くじゃく荘」、「しおさいの湯」の償還が終わったあとの活用ビジョンは。

⑤郷土資料館の資料は新庁舎建設のため保存されているが、資料は今後どのように管理、活用していくのか。以上、質問をいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員の「施設活用のビジョンは」についての質問にお答えいたします。なお、5項目の質問をいただきましたが、最後の項目については教育長から答弁をしていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症で経済面にも影響が出ている状況であり、このような中での施設の活用ビジョンについてのお尋ねであります。この影響につきましては、先が見通せない状況であります。したがって、平常時における施設活用の考え方について答弁をさせていただきます。

①の「百津地区の緑地整備計画で多目的広場が令和6年度完成予定で工事が進められているが」との質問で、その目的と活用についてはどの時点で質問をいただきましたが、これにつきましては川棚港百津地区の埋立地の県所有地のうち約5ヘクタールについては、防災機能を持った緑地広場を県営事業の港湾事業として実施をしていただいているところであります。これまで、平成27年度に基本設計、28年度に実施設計が行われ、30年度から3か年での完成とされておりましたが、社会資本整備総合交付金の額が減少し予算確保が難しい状況であったことから国と協議を進められ、今年度から地方創生港整備推進交付金での事業として実施をされております。この交付金は5か年の事業で令和6年度の完成の予定であります。国や県に対して早期完成を要望しているところであります。整備内容は、多目的広場約2.9ヘクタール、緑地、駐車場、アクセス道路を含めて全体で5ヘクタールの計画となっております。目的といたしましては、原子力災害時の避難場所及び災害発生時の一時避難場所として活用するよう想定されておりますが、通常時は川棚町や周辺市町のレクリエーション事業の充足や、港湾関係者、周辺住民の健康増進の場として活用することといたしております。完成後にはスポーツ大会の開催やイベント等の開催により、交流人口の拡大につないでいくことができると、このように考えております。

次に、②の「片島公園交流拠点施設が令和２年度に完成予定だがどのように活用をしていくのか」とのご質問であります。川棚町の地域資源であります戦時遺構群の中でも象徴的な施設であります片島魚雷発射試験場跡地は、都市公園として位置付けているところであります。この公園の年間の来訪者は年々増加傾向にあり、終戦から75年を迎え、施設が現存する数少ない遺構であり、近年多くの修学旅行や平和学習を目的としての来訪者が増えている状況であります。交流人口の増加により、戦時遺構に係る当時の状況などを説明するボランティアガイドが、平成28年度から活動されているところであり、令和元年6月には新たに「川棚町戦時遺構ボランティアガイド協議会」が設立され、ガイド活動の充実やガイドの育成等の取り組みが行われているところであります。戦時遺構ボランティアガイドは、コロナ禍における町内及び近隣市町の平和学習においては、これまで長崎市内において実施されていたものが、本町の戦時遺構での平和学習に少しずつシフトされてきており、今年度は11月までで24団体、989名を受け入れている状況であります。そこで、今年度建設予定の片島公園観光交流施設につきましては、多くの観光客や平和学習等の公園利用者の快適な公園利用に資するとともに、戦時遺構ボランティアガイドの活動拠点として、また、戦時遺構をはじめ町内観光PRブース等の設置を目的とした活用を図りたいと考えております。

次に、③の「大崎自然公園内にある旧レストハウス「ピーコック」の改修が予定されているが」とのご質問であります。大崎自然公園内の旧レストハウス「ピーコック」の改修につきましては、昨年9月の定例会で波戸議員から「川棚町観光地づくり実施計画」についての一般質問があった折、計画内容につきましては説明をさせていただいたところであります。この事業は、長崎県21世紀まちづくり補助事業を活用して大崎自然公園をインバウンド観光客の休憩所として周遊ルートに組み込み、平成31年度には、駐車場トイレの改修工事を実施、令和3年度に「ピーコック」を一部改修し、インバウンド観光客に川棚町の特産品を販売するなど、店舗機能を持たせるための改修工事を実施する計画であります。今年度は訪日外国人のニーズを把握するための臨時売店等を開設し、市場調査を実施することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、クルーズ船の入港が不透明

な状況であり、今年度の当該補助事業においてインバウンド向けメニューについては採択を見送られたところでありまして、メニューの見直しが必要となっている状況であります。なお、「ピーコック」につきましては、その立地条件と眺望の良さから、一般客の利用も視野に入れながら、その活用につきましては、更に検討をしていきたいと、このように考えております。

次に、④の「川棚町観光協会が指定管理者として運営している「くじゃく荘」、「しおさいの湯」の償還が終わったあとの活用ビジョンは」との質問であります。まず、指定管理施設の起債償還につきましては、くじゃく荘が平成29年度末で終了しており、しおさいの湯につきましては、令和7年3月償還分で終了することとなっております。また、現指定管理につきましては、今年2月の臨時議会においてご決定いただいておりますが、期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっております。指定管理施設であります「くじゃく荘」、「しおさいの湯」につきましては、関連施設、例えばくじゃく園とかキャンプ場、海水浴場を含めて、本町観光施策の基本的資源であるとともに、スポーツ交流や介護予防事業等にも活用されておりますが、観光資源の有効活用を更に図り交流人口を増やすことにより、地域の消費拡大、雇用の確保につなげていく必要がございます。今年2月の臨時会において、産業建設文教委員会からは、「本来の指定管理の目的、今後の大崎観光事業の可能性、施設の運用方法等を根本から検討研究されたい。早急に指定管理方法、制度の再構築を図ることを強く求める。」とのご意見をいただいております。今後は、更に観光資源の有効活用を図るため、施設の活用及び管理に対する抜本的な見直しが必要と考えており、専門家等を入れた審議会を設置し、活用についての検討を進めてまいりたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 5番目の郷土資料館の資料の活用についてのご質問にお答えいたします。郷土資料館の資料は、その多くが、昭和59年2月に旧中央公民館を改装し、郷土資料館として設置された折に、この開設に際し、町民の皆様にご寄贈の寄贈を募り、約190人の方々から寄贈していただいたものです。収蔵品資料台帳によると、物品、書籍など約1,300点となっております。

り、資料の多くは民俗資料であって、古くから日常生活で使われてきた住居用具、衣服、装身具、飲食用具や生産・生業に用いられた農具、漁具、工匠用具、紡織用具などの物品です。また、書籍の多くは明治から昭和初期のもので、ふるさと川棚町の歴史や民俗を学ぶ上で、大変貴重な資料です。なお、これらの資料は、現在、郷土資料館の2階及び山道浄水場の旧管理棟に保管しております。そこで、議員からは、「資料は今後どのように管理、活用していくのか」との主旨のご質問ですが、教育委員会としては、これらの資料は、先に述べましたように、ふるさとの歴史や民俗を学ぶ上で、大変貴重な資料であるため、これまでどおり常設展示をして、町民の皆様に見学していただきたいと考えているところです。現段階では、町長から郷土資料館について、役場新庁舎の建設整備完了後に現在の第2別館に移転することが示されておりますので、教育委員会では1階部分を新たな郷土資料館の常設展示場として設け展示することで考えているところであり、展示方法等については県の学芸員など専門家にご意見を伺いたいと思っております。なお、役場新庁舎の建設整備完了後に第2別館の建物の改修を検討される予定でありますので、今後、改修計画が見えてきたときに、新しい郷土資料館の詳細について検討していきたいと考えているところです。以上で私の答弁を終わります。

**議 長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。ありがとうございます。まず1番目の緑地広場の方から質問をしていきたいと思っております。まず、平成27年度に基本設計をして、当初は平成31年度ぐらいには完成の予定という旨の報告を聞いていたんですけど、いろいろな災害とかそういったものがありまして、29年におっしゃるように防災機能を備えた多目的緑地整備ということで今進められております。それで、計画によりますとですね、230台の駐車場とか休憩所の東屋とか遊歩道が整備されるようなことになっておりますけど、サッカーとかそういったものをされるようであれば多分人工芝の要請が町の方にもあったんじゃないかと思っておりますけど、ただ、前の委員会等の答弁では、いろいろな要望等に関しては県との協議は既に終了しているということの答弁がっております。それで、もしそういった人工芝あたりをお願いする要望はできるんでしょうか。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい、お答えいたします。県の方ではですね、人工芝の整備まではできないと言われてますが、引き続きですね、要望としてはしていきたいと思っておりますが、人工芝についてもですね、全面してしまうとかいうことになると思います、できる競技も限られてくることもありますので、そこら辺も検討しながらですね、要望は行っていきたいと思っております。以上です。

**議 長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。十分協議をしてですね、要望をしていただきたいと思います。

それと、避難場所に、災害時の避難場所ということになるわけですが、トイレはもちろん完備されますけど、普通災害というとテントあたりを設置してされると思うんですけど、今、はやりのトレーラーハウス等を何台か置いてそういった避難場所に、駐車場にですね、そういったのを常設するような考えといいますかね、そういう要望等はできないんですか。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** 今おっしゃいましたトレーラーハウス等についてはですね、現在検討はしておりませんが、基本駐車場はですね、通常時のいろいろな部分に使う駐車場として利用したいということで、トレーラーハウスをですね、ここに設置する考えは今のところ持っておりません。以上です。

**議 長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。いろいろなことがあって、令和2年度は1億4,000万の予算が付いたという報告があったわけですが、これも今のこういったコロナの状況下であったり、あるいは経済的影響があったりした中で、毎回完成までに予算の確保というのは十分にできていると思われませんか。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。今年からですね、地方創生港整備推進交付金での実施ということで1億4,000万の予算が付いておりますが、県としてはですね、来年以降も今年並みですね、の予算を要求していきまして目標の令和6年よりもですね、早めの完成を目指しているということで回答をいただいております。以上です。

**議** **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。そういうふうにはですね、早く完成を望んでおきます。

それと、こういった施設になりますと管理の面が問題になってくると思うんですけど、管理はどこが行うのかですね。あるいは、もしこういった多目的の広場を指定管理者にするという考え等はないのでしょうか。

**議** **長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。管理につきましては、県の方の事業でですね、ここが完成した後にはですね、町の方で管理をしていただくということで話を聞いておりますが、その後の実際の管理についてはですね、指定管理者も含めてですね、今後検討をしていきたいというふうに思っております。以上です。

**議** **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。よろしく願いしておきます。

次に2番目の片島公園の拠点施設ですね、令和2年度に完成予定ですけど、先ほどの町長答弁ではボランティアガイドの拠点で活動をしていくということです。また、その休憩スペースの中に片島公園内の写真とかですね、いろいろな経過とか、そういったものを掲示する考えは持ってらっしゃるのでしょうか。

**議** **長** 産業振興課長。

**産 業 振 興 課 長** はい、堀田議員の質問にお答えします。施設の中には現在、以前の魚雷を表す看板等を設置するように今考えております。あと、現在はその魚雷関係についてはですね、表示する計画であります。以上です。

**議** **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。それと多目的トイレが多分設置されると思うんですけど、そういった管理を含め、トイレ等をですね、この施設の管理はどこが行うのかですね。例えばトイレの清掃とか、そういったものは誰が行うのかお尋ねをいたします。

**議** **長** 産業振興課長。

**産 業 振 興 課 長** はい。現在のところ、観光協会の方にですね、施設の管理、清掃等についてはお願いをするように考えております。以上です。

**議** **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。W i - F i も確か設置はされるんですよ。お願いし

ます。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。令和2年度にW i - F iを設置するように今準備はしているところであります。以上です。

**議**            **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。令和2年度に完成ということですので、期限内に完成して交流人口の目的をですね、達するようにしていただきたいと思います。

それから、③のピーコックの件ですけど、確かに最初の頃はですね、インバウンド客あたりの客数が多いということで、あそこのピーコックを何とかしようというふうな話が出たと思います。ただ、今の現在のこういったコロナ禍ではですね、なかなか難しい面があるんじゃないかと思います。それで、検討をされるんでしょうけど、ただ検討でやめるんじゃなくて、コロナが収束するという前提にしてですね、このピーコックの改修あたりを行って、例えばそこに入ってくる、起業をされるですね、皆さんを公募をしたり、あるいは公募をする条件として3か月から6か月、あるいは1年間の家賃の免除を行うとか、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えいたします。まずピーコックの改修につきましては、今現在先ほど町長も答弁で申し上げましたとおり、インバウンドの寄港がないということで、今現在全然入っていない状況であります。ただ、今、町で、行政として考えておりますのは令和3年度にピーコックの改修、外装あたり、あと内装等を計画をしておるところであります。あと、その中にですね、店舗等機能を持たせるための改修を行う予定としておるところであります。先ほど質問の中に募集をかけたりという質問がありましたけども、まだその分についてはまだ検討をしておりません。今後そういったことにつきましては検討をしていきたいと思っております。以上です。

**議**            **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。確かにまだ検討していないということですけど、やはりこういった事業というのは早めに検討をしていくべきじゃないかと思えます。いつもそうなんですけど、なかなか検討しますで終わっていますけ

ど、そのあとやっぱり早急にですね、そういったことは進めていただきたいと思っております。そういった起業者を入れてもらうためには、やはりすぐホームページ、あるいは町の広報誌とか、そういった中でその起業者のですね、募集あたりをかけていただくようお願いをしたいと思います。ただ、起業するにしても、やはり1年とか2年前から準備をされると思うんですね、そういうことを。だから早めにそういった周知はやっぱりしていく方がいいんじゃないかと思っておりますけど、その辺はどうなんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。堀田議員の質問内容につきましては、十分理解をしておるところであります。先ほど申しましたように、今年度インバウンドに対しまして市場調査等を行う、その結果でそこにどういったものを置くかというところの検討を今年実際行うようにしておりましたが、現在そういう状況でありますので、先ほど今後検討していくというふうな回答を申し述べさせていただきました。堀田議員の質問内容を十分理解してですね、今後募集等についてはですね、早目な対応をですね、行っていくよう検討をしたいと思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。そういうことで進めていただきたいと思っております。

次に、④くじゃく荘、しおさいの湯が償還後、令和7年度ですかね、しおさいの湯は償還が終わりますけど、やはりこれは私たちの委員会の中でも指定管理の問題とか、そういったいろいろなことで意見書として提出をされております。そういった中でですね、償還後というか、今専門業者ですね、あいつたところのリゾートを関係する業者、ここで固有名詞を言っているのかどうかちょっとわかりませんが、全国的に有名なリゾート施設が、九州をターゲットに今から設置するというふうな話をちょっとこの前テレビでやっていましたけど、その中で九州では大分、鹿児島、それから雲仙にそういったリゾート施設を建設予定ということは聞いております。それで、もしですね、そういったことでお願いをできるようであれば、風光明媚な大崎半島一帯ですので、そういった業者に町長自ら打診をするということはいんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町長** はい、お答えいたします。このくじゃく荘、しおさいの湯につきましては、先ほど壇上で言いましたように、今後の管理の方法については専門家を交えた審議会を設置をして、そしていろいろな人の意見を聴いてどうするか判断していきたい。そして、次の指定管理終了までにはその方針を示したい。議会の方からもそういったご提言をいただいておりますので、そのご提言を尊重しながら進めていきたいと、こう先ほど申し上げた次第であります。したがって、今議員がいきなり専門業者がそうテレビで言ったので町長自らお願いしますと打診をすべきではないかというようなお話がありましたが、やっぱりこれは審議会を経て、そしてその結果でどうするかという判断を、議会も求められておりますし、私もそう考えておりますので、今のような行動を取るといことは現時点では考えておりません。以上です。

**議長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。わかりました。検討委員会を5年間の間に行うという、前ではですね、委員会等では答弁があったわけですけど、やはり検討委員会の中にですね、そういった今の行政の職員だけじゃなくて、ほかの第三者、有識者、あるいはホテル経験者、そういったものを入れての検討委員会を発足させる考えはありますか。

**議長** 町長。

**町長** 今言いましたように、専門家を交えてのそういった審議会を立ち上げたい、こう答弁をしておりますので、そういったことをご理解をいただきたいと思います。それから、指定管理期間は5年間ということですが、この件につきましてはできるだけ早く結論を出したいと思っております。したがって、もう副町長には早急にその委員会を立ち上げるように、準備をするように指示をいたしております。以上でございます。

**議長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。早急に検討委員会を開催して進めていただきたいと思っております。

それと次ですね、⑤郷土資料館ですけど、新庁舎建設の完成後ですね、第2別館を改修をされて、1階に常設展示をするという答弁でありましたので、それはですね、建て替えは29年の12月に一般質問を行ったときには建て替えはしないという答弁でしたので、今度1階のですね、そういったこ

とで展示するという事になれば、今まで以上に良いですね、展示方法が考えられると思いますので、そういったことも含めてですね、検討をお願いしたいと思います。それと、そういった川棚町内のジオラマ的なことは考えておられませんか。展示するのにですね。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** ただいまの質問ですけど、戦時遺構についてのジオラマについても検討していくということで村井議員のご質問にもお答えしておりますので、町全体のジオラマとかですね、展示についてのご意見を伺った上でどんなものが必要かということですね、ご意見を伺った上で検討していけたらいいなと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。そういうことでいろいろですね、進めていただければと思います。以上で、質問を終わらせていただきます。

( 1 0 : 4 9 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 0 : 4 9 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 0 5 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、福田徹議員。

**1 番 福 田** おはようございます。議席番号1番、福田徹です。本日は予算編成について町長へ一般質問を行います。

今年令和2年は、新型コロナウイルス感染症が広まる中、非常事態宣言、学校休業、旅行など不要不急の外出の自粛要請など、私たちの社会生活に多大な混乱をもたらし、経済面では大きな痛手となっております。国では、その経済対策のため補正予算を組み対応していますが、どうなっていくかは不透明であり、令和3年度の予算編成は、非常に厳しくなるとの認識せざるを得ないのではないのでしょうか。そこで、川棚町の財政状況をここ数年の決算で見ると、各種財政指数や基金残高、地方債の発行残高など、将来を考えると厳しい状況にあると思います。予算担当者は、毎年、予算編成に苦慮されていると聞いています。また、町単独の起債、町の借金を抑制し、国や県の補助制

度をできるだけ活用するなどの努力もされていると聞いています。そこで、本町の予算編成について下記の3点について尋ねます。

1点目、自治会の環境整備要望について尋ねます。

①毎年秋には総代会から環境整備要望書が提出されていますが、その総額と町がそれに回せる予算規模の設定を、つまり予算枠はあるのでしょうか。要望に対する予算方針はどのように考えているのか尋ねます。

②地区からの要望は、毎年繰り越しての要望も多く、中には10年以上継続しているものもあると聞いています。対応できていない事業が多くなると行政への不満の声も出てくるのではないのでしょうか。そこで、町の予算枠と地区からの要望額との差を埋める方策はないか尋ねます。例えば、町が予算枠を先に示して、自治会にも要望事項の優先度を考慮してもらえる工夫をしてはどうでしょうか。

2点目、補助金について尋ねます。

①町の財政が厳しい中、まず歳出の削減が検討されるかと思いますが、その一つとして補助金も抑制されるべきだと考えます。補助を受ける町民や団体などには痛手でしょうが、十分な説明をし、協力をお願いしていくべき時期にあるのではないのでしょうか。国や県の補助事業においても、町の負担割合は少なくても、負担があるものは、町単独の補助事業と同じような考えで判断し、取り組むべきと思いますがどうでしょうか。

②補助金については、既得権となり、なかなか打ち切りができないと言われており、多くの自治体で補助金の見直しが推進されています。本町では、補助の打ち切り時期を設定する「サンセット方式」や額を減じていく方式などの制約を付けていると思いますが、終期や減額などが守られているのでしょうか。また、事業名や代表者名などの変更により、同様の補助が継続されていないか尋ねます。

3点目、新規事業について尋ねます。

①毎年、予算査定の折には、時代に即した新しい事業がいくつか出てくるのではないかと思います。新しい事業といっても、国の制度による義務的なもの、やらなければならない事業は除いて、町の任意による事業も出てくるのではないかと思います。特に移住定住を推進するには、ユニークなまちづくりや特徴的な方策などが求められます。そこで、新規事業の採択にあたっ

て重要視する点は何なのか尋ねます。

②新規事業として取り組みたい事業があるとき、財源の確保ができない場合、まず、規模を縮小するとか、又はほかの事業のその額に見合った分の縮小が考えられますが、どのような対応をされるのでしょうか。

③財政が苦しくても、職員が委縮せずに新たな事業を積極的に活発に提案できる工夫はされているのでしょうか。以上、壇上での質問といたします。

議 長 町長。

町 長 福田議員の予算編成についてのご質問にお答えいたします。

本町の当初予算編成方針は、「第5次川棚町総合計画」において掲げたまちづくりの将来像であります「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現に向けて、各種施策の効率的な実施及び徹底した経費の節減と合理化に努め、健全な財政運営を堅持できるよう編成を行うことを基本といたしております。また、予算編成にあたっては、従来は各課から必要な予算を提出させ査定で削っていくという、いわゆる「積み上げ方式」を採用いたしておりましたが、本方式では一般的に予算総額が膨らみがちになることから、令和元年度から事業予算枠を設定する「枠配分方式」を物件費や補助費、普通建設事業費などに導入し、積み上げ方式と枠配分方式を併用しての予算編成を行っているところであります。しかしながらここ数年、2億円から3億円を基金から取り崩さなければ予算編成ができない厳しい状況が続いております。

それでは、まず①の1点目の「環境整備要望による事業の総額と予算規模の設定は」とのご質問についてであります。令和元年度の自治会からの環境整備に係る要望は、町道の舗装補修や樹木伐採など建設部門へ196件あっており、このうち国や県、あるいはJRなどに係るものが29件ございましたので、残り167件が町の事業に対する要望となります。そして、167件の要望のうち令和元年度予算により28か所が実施済みであり、令和2年度も29か所を実施することとし、その事業費は1,700万円を計上したところであります。しかしながら、新規の要望も同程度あり、なかなか要望箇所が減らないといった状況であります。予算規模の設定につきましては、当初予算編成方針において、各事業費を前年度比95パーセント程度に圧縮するよう指示をしており、町単独事業の環境整備事業につきましても基本的にはこの方針に準じて予算計上をしているところであります。

2点目の「予算枠と要望額との差を埋める方策はないか」とのご質問についてであります。まず繰り越しての要望が多い理由といたしましては、施工方法に時間を要するものや、私有地に関するもの、あるいは費用対効果が見込まれないあるいは薄いものなど、予算以外の問題を抱えている案件もございます。さらに、国・県が関係する事業につきましては、町から要望を行っておりますが、予算が配分されずに実施できないものも加わり、繰越の要望が多くなっていると、このように認識をいたしております。ご質問の「予算枠と要望額との差を埋める方策はないか」との質問であります。要望の数があまりにも多く、その方策がなかなか見当たらないといった状況であります。また、議員ご提案の方策につきましては、まず予算枠の設定において各自治会の状況が人口や面積など様々な面で異なっており、公平な予算枠の設定が非常に難しいと思われます。さらに予算枠を設定したとしても各自治会で要望箇所の事業費の積算が困難であると、このように考えられます。

次に、②の1点目であります。国・県の補助事業で町の負担があるものとして考えられますのが、国・県の補助事業で義務的に町も負担しなければならない事業と、町単独では取り組むことが困難であるため国・県の補助事業を活用するものがあります。前者につきましては、国・県の要綱等に定められた町の負担額を負担しない場合は、国・県の補助が交付されないことがあるため、事業対象団体等からの実施の要望があった場合は極力取り組むことといたしております。また、後者につきましては、先の質問にもありました環境整備事業の実施にあたり活用する事業もあり、町の一般財源の負担軽減の観点から、こちらにつきましても極力活用する必要があると、このように考えております。ご質問の、「国・県の事業でも町の負担があるものは、町単独補助事業と同じ考えであるべきと思うがどうか」につきましては、正しくそのとおりでありまして、国・県の補助事業であっても、補助があるからといって飛び付くのではなく、町単独事業と同様に事業効果などをしっかり検証した上で実施することが肝要だと、このように考えております。

次に2点目のご質問であります。サンセット方式は補助金の公平性を確保するため、同一目的での補助をおおむね3年以内とし、補助を継続するかをゼロベースから見直す機会とするものでありまして、要は補助金の長期

化・固定化を防ぐために用いる手法であると思います。本町の事業で終期や回数を設定したものにつきましては、終期等に達した時点で次回申請ができないことを伝えておりますので、代表者を変更しての補助の継続などはないものと、このように考えております。

③の1点目の「新規事業の採択にあたって重要視する点は何か」とのご質問ですが、予算編成方針において「新規事業は事務事業評価に沿って予算計上する」と、このようにいたしております。したがって新規事業の採択につきましては、事務事業評価で判定されることになり、事務事業評価審査会の審査において重要視する点は妥当性・効率性・有効性でありまして、これらを慎重に検証した上で実施すべきかを判断をしているところであります。

次に、2点目の「財源が確保されない場合の対応は」についてですが、予算編成において、各課から出される予算要望は必要不可欠なものとして認識をしておりますので、配分されている予算枠を基に、緊急性の高いものを優先することとし、基本各担当課でやりくりを行うことで調整をしているところであります。

次に3点目の「新規事業を積極的に提案できる工夫はあるか」についてですが、予算編成方針において、新規事業の提案を抑制するような記載は一切しておらず、事務事業評価においても30件弱の新規事業が提案されていることから、職員においては積極的に新規事業が提案をされているものと、このように考えております。以上、答弁いたします。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 先ほど、1点目から再質問させていただきますが、先ほど予算編成においては5パーセントの削減で査定をしていくということですが、この環境整備要望の、先ほど1,700万という例が出されましたが、この5パーセント削減で例年いつているのか、5パーセントずつ下がってきているのか、そこら辺はどうでしょうか、確認させてください。

**議 長** 企画財政課長。

**企 画 財 政 課 長** はい。この5パーセント、95パーセントということで予算枠を設定しているわけですが、これは令和元年度から予算枠を設定しているということございまして、基本的にこの方針についてはですね、

令和元年度から変えてないというふうなことでございます。以上でございます。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 元年度から2年度には5パーセント削減できたんですか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 令和2年度の当初予算からいたしますと、具体的な率は計算してないんですけども、予算枠は95パーセントで設定しております。その予算枠内です、事業費の方は収まっているということでございます。ちなみに、令和元年度でございますが、そちらのときにおきましては要望された金額が予算枠を超えておりましたので、事業の圧縮をしたという状況でございます。令和2年度につきましては、要望された金額が予算枠に収まっておりましたので、こちらとしては削るという作業は必要なかったわけなんです、内容的にもうちょっと見直した方がいいというものが1事業ございましたので、その分についてはですね、予算査定の中で削除したということではございます。以上でございます。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 事業で新しく元年度は予算内で収まったということですが、それに見合うじゃないですけど、その額に相当する件数、新規として各地区から上がってくるという説明だったかと思いますが、そういったのは新しく出てきた場合に、先ほどの選考のやり方又は私有地であるためのできない旨、そういった諸々の判断基準に沿ってされるんでしょうけれど、例えて言えば、民有地だからとか、そういった部分の要綱的なものを先に示すようなことはできないんでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 地区からの要望の中の話だと思います。現在地区から要望していただいているものにつきましては、先ほども町長からの答弁でもありましたとおり、町の事業以外のものも要望として、これは国・県に関する国道とか県道に関する要望、あとJRの軌道内の清掃とかそういうのに関する要望とかもございまして、一括してですね、今のところ町の方で受け付けているという状況でございまして、今のところそれを変えるという考えはございません。以上でございます。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 今までは福田議員から言われたような要綱等で示すということについてはですね、何も行ってないという状況でございます、それについてはですね、どうするかというのは今ご意見としていただきましたので、後ほど検討の方させていただければというふうに思います。以上でございます。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 事業で要望の中でできない部分であって、緊急度、危険度とかなによって優先順位が下がっていますが、まだ金額もかさばるんだろうと思いますが、緊急度というのが、緊急性から判断して不採択ですよというふうな答弁が、答弁というか回答書には見られるんですが、そうしたところでどういった場合に採用という、要望を提出したらいいのかというふうな判断ができるような説明の仕方をされたらどうかと思うんですが、緊急性で採択というのであれば、もう少し自治会の方で緊急度を判断する材料ですね、例えて言えば、がけ崩れであればどういうふうな状況になったとき要望してくれとか、そういうふうな提示のタイミングですかね、そういったのを説明してやればそういうふうな繰り越しての事業というのがなくなってくるんではないかと思いますが、どうでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 緊急度をどのように判断するかというのを何か示せばということですが、ちょっとそこはなかなか自治会に示すのは難しいのかなというふうに思っています。要望がありました事業につきましては全て担当課の方で現地を確認を行っているところでございます。その中で、全ての事業について緊急度をこちらの方で確認した上で予算への計上について各課で考えられて上げられているという状況でございます、現在は緊急度というのをこちらの行政サイドの方で判断しているという状況でございます。以上でございます。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 2点目の補助金についてお聞きします。補助金の見直しといますか、そういうふうな全体的なですね、見直しを行っていくというふうな方針はあるのでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。補助金の見直しにつきましては、予算編成方針の中で、この中に補助金の見直しという部分がございます、その中で補助事業等については「公益上及び町の関与の必要性を精査の上、支援方法の妥当性、費用対効果等について改めて検証し、積極的に見直すこと」というふうなことで、各課においてですね、今は見直しを図っているところでございます。ただ、以前のことはありますが、平成18年から平成20年度3か年にかけて、補助金、それから負担金等について全面的に見直しを図った経緯がございます。こちらにつきましては、第4次行政改革大綱の実施計画に基づいて行ったものでございまして、そのときに補助金が118件、それから負担金が181件、そのほか使用料とか29件、これだけをですね3か年にかけて事務事業評価によって評価をしたと、全体的に見直しを図ったという経緯がございます。以上でございます。それと、3年間もかかったというふうなこともございまして、今のところですね、全体的な見直しを事務事業評価で行うという計画はございません。以上でございます。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福田** そういう全体的な見直しを行ったという過去があるんですが、補助金、先ほども事務事業評価という言葉が出ましたが、その事務事業評価、町のホームページに載ってますよね。そのホームページの中では、補助金とかいう関係は載ってなかったの、以前3年かけてした分でもうその後はないということなんですか。やってないということでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 今行っている事務事業評価の中につきましては、事前評価という形で行っておりまして、補助金については新規の補助金についてですね、評価を行っているという状況でございます。先ほど申しました3年間かかったのは、先ほど申しましたとおり行革大綱実施計画の中でですね、これをしなさいというものが出ておりましたので実施したという状況でございます。以上でございます。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福田** 先ほど壇上でも申しましたが、補助金の削減については、ほかの自治体では要綱ですね、見直しの要綱等をして公表して、公平性、透明

性を確保するという手段を取られているんだらうと思いますが、そういうふうな、毎年全部じゃなくてですね、何年か、2年とか3年とか、そういうふうなものを検証していくシステムを作っていくべきではないかと思いますがどうでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。福田議員が言われたとおり他所の自治体も見てみたんですが、例えば補助金の見直し方針とかですね、補助金の見直し基準とかいう形で出されているところ結構ございます。内容を見た限りですね、行革と合わせた形ですね、やられてるというところもございまして、うちの内部の企画財政課の中ではですね、ある程度の期限をもって補助金等については見直しを図っていった方がいいということも考えておりますので、今言われた件についてはですね、検討の方をさせていただければというふうに思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 番 福田** 新規の補助事業については、事前の事務事業評価で採択するかしないかということですが、やはり新規の1年目はやっぱりしっかり検証すべきじゃないかなと思うんですが、1年目の新規の分については特に見ていくというふうなことはされてないのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。事務事業評価につきましては、新規の事業の検証をしていくべきではないかと、1年目にあたってはですね。今の事務事業評価制度の中では、新規事業につきましては事前評価という形で仕組みができておりまして、現在事後評価という仕組みがないような状況でございます。ですので、1年目の実施した成果についてですね、検証するということは、担当課の方でですね、行っているという状況でございます。それを含めた形でですね、先ほどの予算編成方針の中でですね、その補助事業の中身等をよく精査して進めていくようにということで記載しているところでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 番 福田** 3点目に入ります。予算編成の折にも30件ほどの新規事業の提案がなされているということではありますが、川棚町職員提案規程という

のがありますが、その規程に沿った提案とかっていうのはあってるんでしょうか。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** はい。ご質問の川棚町職員提案規程、これが昭和34年に作られた規程があります。この行政事務の処理について、職員の積極的な改善意見を提案する機会を与え、もって職員の積極的な研究心及び行政意識の高揚と行政能率の増進並びに住民サービスの向上に寄与することを目的とするというもので、おおむね事務の改善に資するものの提案ということになります。過去の状況を見ておきますと、ここ10年出たものが1件という状況であります。それ以前につきましてはですね、まとまって出た時期もあるんですが、大体一人の職員がいくつも出すというのもあってますので、その前の10年が11件ほどあります。以上です。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福田** 提案の趣旨といいますか、それが行政の効率化に資するものがほとんどのようではありますが、その提案の要件の中に2条にありますが(5)に「町民へのサービスがよりよくなるものであること」ということでありますので、そういうふうな町民の要望に応えるようなことというのは、その中には入らないんでしょうか。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** それは要件には入っております。ただ、あのですね、一般的に個別の事務の改善につながるものという、そういう提案がほとんどでありまして、ここでご質問であっているような予算編成上の事業そのものの組立てっていうのはですね、あまりなかったように見受けております。以上です。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福田** 町の魅力アップという点から言えば、100人からいる職員皆さんがそういう気持ちでおられるんだろうと思いますが、そういった方で新しいアイデアとかいうのを吸い上げるような規定というのはできないんでしょうか。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** 職員提案規程、多分福田議員も手元にお持ちではないかなと

思います。この提案要件ですね、1号から6号までありますけれども、広く意見を出せるようなことでしております。ですから、この要綱自体はですね、変える必要はないのではなかろうかなと思っております。以上です。

**議** 長 福田議員。

**1 番 福 田** はい。今変える必要がないとおっしゃいましたが、大体この職員提案規程、現在あるものは、業務改善だというふうな課長の認識というか、職員全体でそう思っておられるんならば、やっぱり別物を作り上げてそういう提案、まちづくりに資するような、その提案を受けるようなものももう一つ別に必要じゃないかなと思うんですが、再度お聞きします。

**議** 長 総務課長。

**総 務 課 長** そういったことはですね、私の認識としましては、例えば今地方創生であるとか、要は地方においてより活発な事業を展開しようということを掲げてやっておるわけですね。ですから事業というのは、各担当課におきましてですね、事業としての制度設計をして組み立てていかないと、なかなか実効性のあるものはできないんじゃないかなと思います。ですから、別にやるというのはですね、そういったことで掲げてやっておりますので、あとはもう担当課の各担当課それぞれにおいてですね、やはりより良いものを目指して構築をしていただくべきじゃないかなというふうに考えておまして、特段私の方ではですね、この事務提案規程、これと別物を作ろうというのは今のところ考えておりません。以上です。

**議** 長 福田議員。

**1 番 福 田** であれば、各担当課でそういうふうな新しい取り組みなり何なりを研究するというか、アイデアを出すような仕組みがあるんでしょうか。あるというか、なされているのか、又は制度があってもあってないのであれば、それを活発にやるようなやっぱり要綱なり何なりが必要じゃないかなと思いますけどどうでしょうか。

**議** 長 企画財政課長。

**企 画 財 政 課 長** 今福田議員のご質問なんですけど、今各課からアイデアを出すような仕組みというものですけど、こういうものについてはございません。ですけど、先ほど町長からも答弁がありましたとおり、毎年30件弱の新規提案が出ているということでございますので、そういう仕組みをですね、今作

る必要はないのではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。今の質問について少し補足をさせていただきます。そういう制度を作れというふうなことで議員ご提言いただいておりますが、作ることがいいのかどうかについては今後検討していきたいと思っておりますけれども、今の状況ではですね、例えばこの一般質問が終わった時点では反省会をしておりまして、そして課長全体で今後検討をするという回答をした場合にはどういった形で進めていくかというような方向性を協議をしております。また、先ほど各課長が言いましたように、予算編成におきましてはそういう担当担当で新しい事業も要求をしてくれておりますので、今議員がおっしゃるような、危惧されているような状況にはないというふうに思っております。早急にそういった対策を講じることは考えておりません。今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。それから、関連して答弁をさせていただきますが、冒頭に、最初の方に、地域の地区総代さんから出されている環境整備事業について、これは議員の認識ではあまり十分対応できていないんじゃないかということで、そうであれば行政への不満も高まってくるんじゃないかと、そういったことも危惧されてのご発言だったというふうに理解をしておりますが、実は私の施政方針といたしましては、できるだけ地域の総代さんからあった限られた要望については応えていきたいと、このような政治姿勢を持っております。しかし、やはり毎年2億、3億の財源が予算編成をするためには不足するという状況が続いております。そういった中で、優先順位を決めて対応をしていただいております。そういった中で、マイナス5パーセントシーリングで今対応をしておりますが、これにつきましてはあくまでも当初予算でありまして、その後緊急的な要望が上がればそれは補正で対応するというのもいたしているわけでありまして。そういったことで、是非ご理解を賜りたいと思っております。それからもう一つ、補助事業については極力削減をしていくべきではないかというようなご提言がありました。これにつきましては、どういった事業補助を想定されて質問をされているかよくわかりませんが、今、自助、共助、公助ということが言われておりまして、行政だけではこのまちづくりはできていきません。そういった意味

では、地域の皆さん方に協力をしてもらうということが必要になってきておりまして、例えば、まちを活性化するためには、やっぱり地域の皆さん方の、いわゆる地域活動が必要でございます。そういったためにはやっぱり引き換えとなります補助金も必要ではありますので、そういったことで3年間を期限として地域活性化補助金等を支出をしてしております。そういったことをうまく活用していただきまして、そしてまちの活性化を町民みんなで図っていかうというそういった住民の意識の醸成ができればとこのように考えておりますので、一概に補助金を削減という方向にはなかなかいかない状況であります。いずれにいたしましても財政状況が引き続き厳しいわけでありますので、健全財政の堅持についてはしっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。以上でございます。

1 番 福 田 終わります。

( 1 1 : 4 9 )

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 1 : 4 9 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、堀池浩議員。

5 番 堀 池 議席番号5番、堀池浩です。通告に沿って2問について質問します。はじめに、避難対策について質問します。

本年9月の台風10号が襲ったときには、国土交通省と気象庁が再三にわたり事前対策を求める報道があり、各自が災害に備えて窓の補強や保存食などの買い出しをされました。また、その記憶は新しいと思います。また、事前に避難された方もかなり多かったと聞いています。コロナ禍の中でソーシャルディスタンス確保のため、避難所運営も分散避難が叫ばれています。そこで以下のことを尋ねます。

1つ、9月の台風10号のとき、指定避難所は中央公民館、いきがいセンター、川棚中学校でしたが、3つの小学校は指定避難所となっておりませんでした。なぜならなかったのか、再度確認します。

2つ目、同じく、9月の台風10号のとき、指定避難所3か所と各自治会

公民館に避難した人数は何人ですか。また、全体の人数を把握できたのはいつですか。

3つ目、災害本部と自主防災組織である各自治会との連携体制はどうなっていますか。

4つ目、昨年12月の質問で、避難マニュアル配布について、令和2年度中に「洪水ハザードマップ」を作成し、令和3年度に「避難マニュアル」の作成を進めるとの答弁でありましたが、進捗の状況はどうですか。

次に、2問目でおくやみコーナーの設置と手続きの効率化についてです。

大切なご家族を亡くされたあとの手続きの多さは、経験されたことがある方は誰しもが感じられたのではないかと思います。そこで、以下のことを尋ねます。

1つ、死亡に伴う一連の手続きを1か所で効率的に行うため、また、窓口に来られた御遺族が移動することなく手続きが済まされる、ワンストップサービスの「おくやみコーナー」の設置は考えられませんか。

2つ、先進自治体では、専用の「おくやみハンドブック」を作成・配布し、住民の理解度を広げています。本町でも専用のハンドブックを作成し、配布する考えはありませんか。以上、壇上での質問を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員の質問にお答えいたします。

ただいま2項目の質問をいただきましたが、まず、避難対策についてのご質問にお答えをいたします。

「台風10号のとき、3つの小学校は指定避難所となっていなかった。なぜならなかったのか」についてであります。これは9月の定例会の行政報告においてご報告をしたとおり、9月の台風10号到来の折には3小学校全てが校舎内のトイレの改修工事中であり、屋外に設置した仮設トイレしか使用できない状況でありました。そこでやむなく、避難所として開設し避難者を受け入れることはできないと判断をしたものであります。

次の「9月の台風10号のとき、指定避難所3か所と各自治会公民館に避難した人数は。また、全体を把握できたのは何時か」とのことですが、3か所の指定避難所における避難者の人数は、最終的には合計418名の方が避難されております。3か所の指定避難所の状況は、定期的に各避難

所に配置した職員から報告を受け、随時全体の避難者数は把握していたところでもあります。また、各自治会公民館の避難者につきましては、最終的に5か所において合計53名の方が避難されたと、このように報告を受けております。各自治会公民館における避難者の報告につきましては、今のところ明確な取り決めがなく、今回は最終的な結果報告をお願いしていたものであり、随時避難者数の把握は行っていたものではありませんので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

次の「災害対策本部と自主防災組織である各自治会との連携体制はどうか」につきましては、今のところ連携体制に関する取り決めはいたしておりません。そこで、災害時の町の対策本部と自主防災組織との連携につきましては、必要なことですので、またこのことは総代会からも問題提起がなされておりますので、9月から災害対策主管課である総務課と、総代会三役レベルでの協議を始めたところでもあります。10月に2回目の会議を行い、12月中にも会議を開催する予定であり、どのような連携を図っていくのか、現在協議をしている段階であります。

次の「避難マニュアル配布の進捗状況について」であります。昨年12月議会での答弁の折には、「令和2年度中の新たな洪水ハザードマップの作成を待ったうえで、令和3年度以降の作成について作業を進めてまいりたい」と、このように答弁をしたところでもあります。その後、川棚川洪水ハザードマップ作成業務は、社会資本整備総合交付金を活用して作成することにしておりますが、入札により既に業者は決定し、11月24日契約を締結し、令和3年2月末の工期で完成させるよう作業を進めているところであります。避難マニュアルの作成におきましては、新たな洪水ハザードマップ、さらに土砂災害ハザードマップの情報との整合性が重要と考えており、それによっては避難所の見直しや地域防災計画書の見直しに発展する可能性がありますので、現在は新たな洪水ハザードマップの完成を待っているという、そういった進捗状況であります。

次に、「おくやみコーナーの設置と手続きの効率化について」のご質問であります。本町におきましては近年では年間平均約170名の皆様方がお亡くなりになっておられますが、死亡に伴う手続きは複数の部署にまたがり、また作成すべき書類も多いので、ご遺族の方の書類作成の負担や心理的

負担は非常に大きいのではないかと、このように認識をいたしております。

そこで「ワンストップサービスの「おくやみコーナー」を設置をしておりますか」とのご提言であります。一般的におくやみ窓口とは、窓口でのたらい回しや手続き漏れを防ぎ、遺族の方の負担軽減を図るサービスといわれ、設置自治体は全国的に少しずつ広まっているようであります。ただし、自治体の規模、庁舎の構造や電算システムの運用、係・職員数などによって設置形態は様々であり、おくやみ窓口で申請書を作成後、各部署の窓口へ移動してもらっている自治体や、ワンストップで全て又は大部分の手続きが済むような自治体もあるようでございます。本町におきましては、今現在の庁舎では、構造上おくやみ窓口の設置は難しいものと考えております。また、新庁舎におきましては、ほとんどの手続きがワンフロアで済むような計画にしておき、職員の移動距離、職員の配置、電算システムの諸問題などを考えますと、ワンストップのおくやみコーナーを設けるより、来庁者がワンフロアで巡回していただき、手続きをしていただいた方が時間的にも住民サービスにつながるものと、このように考えております。なお、来庁者の皆様の負担が少しでも軽くなるような窓口対応、あるいはその方策については、今後も検討していきたいと、このように考えております。

次に「おくやみハンドブックの作成・配布」についてですが、作成している自治体の掲載内容を見てみますと、手続きに持参するもの、よくある質問、必要となるもの、委任状に関する事、相続に関する事など、15ページ程度のものから、詳しいものは25ページ以上のものもあるようでございます。本町におきましては、ハンドブックとまではいきませんが、死亡届が提出された場合には各部署に問い合わせをし、手続きが必要な係、必要書類、持参するもの等を記載したA4用紙1枚にまとめた案内文を作成し、死亡届の届出人に送付し、その後来庁していただいているところであります。他の自治体のような内容豊富なハンドブックは目を通すのも大変で、ご遺族の方にとってはかえって負担になるのではないかと危惧されます。今後はハンドブックをすぐ作成することは考えておりませんが、現在使用している案内文の内容等を精査し、ご遺族の方によりわかりやすい掲載内容となるよう、関係部署間で検討してまいりたいと、このように考えております。なお、簡易的な手続きなどの案内は、ホームページに新たに掲載し、住民の

皆様の負担が少しでも軽くなるように努めていきたいと、このように存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** まず1問目、避難対策の件で1個目の3小学校の方が全てがトイレ改修でどうしても使用ができなかったということでありましたけど、今後は指定避難所は中央公民館、いきがいセンター、川棚中学校と3つの小学校の計6か所と、あと通常の避難所として自主防災組織の各自治会公民館と、そういうふうに考えてよろしいのでしょうか。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい、お答えいたします。指定避難所の件であります。既存の2か所、いきがいセンターそして中央公民館、それに学校についてですね、これは改めて9月議会で一般質問が出ました折に町長が今後は町立学校も指定避難所として開設をするよう進めたいと申し上げております。それで、改めて教育委員会にはですね、開設についてのお願いをしたところです。ただ、中学校、3小学校、特に川棚中学校、川棚小学校、近くでもありますし、その辺2つともするのか、それはちょっとまだ災害の規模等にもよりますね、まだ決めておらないところです。ただ、今後については小学校の開設も進めていきたいと考えております。ただ、一つ注意していただきたいのはですね、警報というのは非常に規模が小さいのに出る警報もあります。そういった場合も全ての3小学校開けるというのもですね、それはちょっとお約束できませんので、それは規模により対応させていただきたいと思いますが、避難を要するような、それが見込める場合につきましてはですね、町立学校、これが校区でいいますと川棚小学校区、石木小学校区、小串小学校区それぞれにできるように計画をしてまいりたいと考えております。そして、あと自治公民館でありますけれども、これについては先ほど町長が申し上げましたように、総代会から問題提起がありまして、今協議をしているところです。これも、かつての一般質問で出ましたように、非常に場所的な調整であるとか、それとか開設にあたって自治会にお願いすべきこと、連絡体制とかですね、まだ非常に調整を要するんではなかろうかと思えます。ですから、自治公民館をどのように指定避難所とするかはですね、まだ時間を要するということでお考えいただきたいと思えます。以上です。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 警報等、規模にもよりますけどもそれに応じて開所をされるということなんですけど、先ほどちょっと言われました川棚中学校と川棚小学校、近いということもあるんでまだ決まっていないところなんですけども、どちらの方に、災害の内容にもよるかと思えますけど、やっぱり公立学校の開設ということで早めにどちらの方を指定という形にされるのか決めていただきたいと思えますけどもどうでしょうか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。これも今検討しているところでありますね、いつまでに決められるのかというのをちょっと申し上げられないんですが、これは学校との調整もまだ全然してない状況でありますので、そういったことをご理解をいただきたいと思えます。以上です。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 はい。いつまでに決められるか、なかなか教育委員会とも調整ができてないということを言われているんですけども、今はこの冬期というのはあんまり災害としては多発はないと思うんですけど、せめてもう来年の6月に間に合うように、豪雨が多いときに間に合うようにはしていただきたいと思えますけどもどうでしょうか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。議員おっしゃるように、本町の場合大雨、台風これが災害の一番想定されるものと考えております。そういったことから議員がおっしゃるように6月の出水期ですね、これが目安というふうには考えておりますので、それを目標にしたいと考えております。以上です。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 2問目の方、避難した人の人数というところで、ここで確認したかったのは、実は台風10号のときテレビで各自治体の避難所開設と非難した人数の報道がずっとあっていました、下の方テロップで。川棚の方は、その指定避難所の3か所のみだったんですけど、ほかの自治体の方は何々公民館何名とか、そういうのがずっと流れていました。あのテロップっていうのはすごいなと思ったんですけど、そこに開設して何人避難してますよと流れることで、また避難遅れた方がそちらの方に走っていかれるという

ことが考えられます。本町の方はその3か所しか出てなかったものですから、自治会の公民館の方は、近くでやっぱりその避難する場所というのをやっぱり悩まれた方もおられると聞いております。そのためにこの質問をしたんですけども、自治会公民館に避難している方々もやはり同じ町民でありますので、そういう報道がある場合は把握して報道するとか、また、自治会に避難されている方の人数把握、これは同じ町民ですので、やっぱり町として、本部として、把握して公表するべきじゃないかなと思いますけどもいかがでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総務課長** はい。今回の台風9号、10号のときにテレビで各市町の避難状況、これがよく流れておりました。私も拝見をしておったんですが、私の印象としましてはですね、いわゆる自治公民館、これにですね、恐らく各自治体の職員を派遣するなり、それとか明確な連携についての取り決めがあって把握をしているのではないかなというふうに感じました。特に市などにおきましてはですね、自治公民館というよりも公共の公民館ですね、社会教育の公民館、これを避難所として、そしてそこに職員もあらかじめ配置をしておいて、その職員とのやり取りによってニーズを集約して随時更新をしていくと、そういうふうに行っているところが多いように思いました。したがって、今回本町で課題でありますのはその辺、自治公民館の連携をどのようにしていくかですね。それで一つありますのが、職員をそれぞれに配置するというのは人数的に非常に難しいであろうと思います。それと管理上あくまで自治公民館、自治会の方を受け入れる、その連携の方式、これもですね今回明らかになったことなんですが、自治会によっては公民館の鍵を開けて、それで利用したい人はしてくださいと、ただし、自治会の役員の方も常駐はしないと、そういう例もありました。そういったことになると、連携の手段も非常に限られてきます。ですから、自治公民館の避難者数をどう管理するかはですね、これも検討課題であるというふうにご理解をいただきたいと思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5番堀池** 今質問したのも、3個目の災害本部と各自治会との連携というところも入ってくるかと思うんですけども、今総代会との協議、進めていま

すということはあるんですけども、ある程度これを、できましたら本年度中にでも連携の仕方、あるいはどういう形で把握していくか、どういう形で連絡していくか、そういうのも取り決めに急いでいただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総務課長** はい、お答えいたします。今から協議を進めてまいります。

それでやっぱり一つあるのはですね、自治会によって取り組みの差というのも非常にあります。ですから、その辺で調整がどうつくかなんですけれども、今の時点では、それとそれぞれの自治会組織とどのような協力をしていただいているのかですね、これも全く、あくまで総代会の三役クラスとのまだ折衝でありますので、各公民館とは全く調整をしておりませんので、その辺ちょっとお約束することはできない状況です。ただ、調整は図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀池** 先ほど言いましたように、出水時期までには何とかそこを詰めていただいて、まず新しいそういう流れを作っていただければと思います。

あともう1点、4点目の避難マニュアルの関係、新しい洪水ハザードマップ、この2月までに完成予定だということをおっしゃっていただきましたけども、避難マニュアルの方は令和3年度から検討していくというお話がありました。ではこの令和3年から進めるための予算とか、あるいはその辺のめどとか、というのは立っているのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総務課長** はい。まず作業としましては、町長の答弁にもありましたように、完成を待つと進めるという要素が多岐にわたります。それで、新たな洪水ハザードマップ、そして土砂災害のハザードマップですね、この両者が出来上がって、それで整合性をとったものに仕上げていく必要があると思っております。そういう関係でですね、そこが決まっていましたら大体見通しというものを立てられるんですが、それが2月末なりの完成でありますので、そこからどのようなものに仕上げるか考えることとなります。ですから3年度予算においてですね、必要予算を組むのはちょっとスケ

ジュール上、難しいのではなかろうかなと考えております。以上です

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 避難マニュアルの新ハザードマップ、あるいは土砂災害マップ、これが完成してからという話があるんですけども、荒原稿、避難マニュアルの大体こういうのを作っていきたいとか、あるいはこういう方向で検討していると、そういうのはないんでしょうか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。今の避難マニュアル、これも各自治体でいろいろ出ております。で、これがですね、やはりいろんなパターンで本町の実情に一番見合うものはどうなのか、これが今非常に決めかねているような状況です。ですから、避難、これも一般的にはですね、大雨、台風、土砂災害、地震とか、そういう災害もどの種類まで網羅するのかですね、それも必要でありますし、どこまで詳しく書くのか。あまり詳しくするとなかなか読んでいただけない。そういったデメリットもあります。ですからそこがですね、非常に課題として今研究をしていかなければならないとこだと考えております。ちなみに東彼杵町ではですね、今回洪水ハザードマップ、2年の3月に完成しているようですけれども、その中で避難に関しての事項はですね、かなり設けておりまして、ただこれは洪水ハザードマップ、これは土砂災害は抜きですね、まとめ上げているというやり方です。ですから、その辺手法というものがいろいろありますので、その中で本町にとってより良い選択をしていかなければいけないと、そういうふうに考えております。以上です。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 各町によって特殊性等々あるかとは思いますが、やはりこの大きな自然災害、特にこの数年大きな災害が発生しています。私たち川棚町でもいつどこで起こってもおかしくないときでありますので、全町民がそういう認識して事前避難をするということが重要となってきたと思いますので、早期の作成というのを進めていただければと思います。

あと次いきます。2問目です。おくやみコーナーの設置ということで、本町で年170名の方々が亡くなられてるということで、特にやっぱりこの届けに関しては複数の場所を回らないといけない。で、本町は来年10月に新庁舎が完成となりますけども、1階が住民福祉課、健康推進課が配置されます

けども、やはり何か所か回っていかないといけない。ワンフロアであってもやはり何か所かで回るとというのがちょっと大変かなと私は思っています。特に高齢の方々、手続きが不慣れな方々が移動せずにやっぱり1か所でそれだけの必要書類を持っていけば順番にそれが終わるという形で私は考えていたんです。せつかく新庁舎になりますし、そのためにそこに1か所そういう方が来られたらばすぐ係の人が行って、ワンストップで終わるとい、そういうワンストップのおくやみコーナーというところを私は考えてたんですけども、そういうおくやみコーナーの設置ってというのは、やはり厳しいんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** ワンストップのおくやみコーナーの設置につきましては、町長が先ほど答弁しましたように、新庁舎においてはワンフロアで済みますので、面積も意外と狭いのかなと。おくやみコーナーでワンストップで事務を全て手続きを済まされている自治体については、結構大きな市とかで、1階から5階までを行ったり来たりしなければならないと、そういった移動距離がですね、大変長い、時間もかかるというところでワンストップを作られているところが多いようです。本町の規模からいきますと、ワンストップでするよりもワンフロアでして、手続きを済ませた方が時間的にも住民サービスにつながるのではないかと考えております。また、係によっては2人係、3人係というところもございます。そういった中で、会議や出張等に出で行った場合ですね、その窓口がもう全くいないような状況等も考えられますので、職員数、係数を考えますと、ワンフロアで回っていただいた方がスムーズに、住民の方も早く手続きが済むのではないかと、こう考えているところなんです。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。規模とか、今回新庁舎でワンフロアで動けるといことのでそういうご回答かと思えます。わかりました。また、今後新庁舎になったときにワンフロアで動き、それがどういう動態になるのか、それはまたお伝えしていただきたいと思えます。

では続きましては、おくやみハンドブックの作成なんですけども、やはりこの届け出をするときに手続きでは保険証の返納とか、未支給年金、遺族年

金の請求などなど、様々な手続きがいっぱい出てきます。また、持参に必要なものも、被保険者証、年金証書あるいは印鑑登録証等々ですね、これも結構なものを持ってこないといけない。私は、自分のことを話すと、母が亡くなったときには3回ちょっと来ましたが、その足を運ぶのを少なくするためにも事前にそういうハンドブックなり、あるいは先ほど言われた、A4用紙で今されてると、それをもう一度内容、負担を減らすために検討すると言われたんですけども、この検討というのは大体いつぐらいまでにめどとして置かれているのか、ちょっと確認したいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。おくやみハンドブックにつきましては、内容等も他の自治体を見てみると結構ボリュームがあって、かえって高齢者の方とかにはわかりにくいのかなというところもちょっと見受けられました。そういった中で、今A4サイズで1枚にその亡くなった方が回らなければならない係であるとか、持ってくるものであるとか、そういったものを示した通知を、案内文を差し上げているところです。本町のホームページにおいても、死亡に伴う主な手続きの一覧とか、そういった部分が掲載をされておられませんので、そういったところをハンドブックではなくて、そういったものをホームページの方に掲載していきたいと考えているところです。それにつきましても、住民福祉課だけでですね、できるものではありません。窓口のされてるところを全体的に何が必要なのかっていうところを考えていかなければならないと思いますので、その辺を調整しながらホームページの掲載なり、それから広報誌の掲載なり、そういった部分で住民の方に周知を図っていきたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。今回ホームページに掲載、またそのために調整していきますよという、今お話だったかと思うんですけど、これはA4サイズの今配布されているそういう書類ですか、その方の内容も再検討していただくということでもいいんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。このA4サイズの案内文についても、よりわかりやすくですね、ほかの係等と調整をしながらどういった内容にすればよりわかり

やすくなるかという部分については検討していきたいと考えております。以上です。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 特にこのおくやみに関しては、遺族の方が特に事前に準備が、特に最近は独居老人という方がおられまして、子どもさんたちが他県から来られると、で、日にちもあんまりないということがありますので、その辺も考慮していただきながら調整をよろしくお願いしたいと思っております。以上で終わります。

( 1 3 : 3 7 )

議 長 次に、田口一信議員。

8 番 田 口 議長、休憩を。

議 長 そうですね、わかりました。それでは、ここで休憩をいたします。

( 1 3 : 3 7 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 5 0 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、田口一信議員。

8 番 田 口 議席番号8番、田口一信です。2項目について質問をいたします。しゃべりにくいので、マスクは取らせてもらいます。最初は、石木ダムについてです。

昨年12月定例会での一般質問で、地権者の移転の支援について質問をしたときに、町長の答弁の中に「地権者の皆様方の考えは尊重して」ということと、「まだそこに住み続けたいと言っているからしゃいますので、そしてそれは同じ町民として理解できますので」という文言がありましたが、もちろん私はこの2つの部分のニュアンスの違いがあるというのは理解をいたしておりますけれども、念のためということでこれを取り上げております。誤解のないように、地権者の方々の気持ちということと、ダム事業の必要性及び移転の必要性ということとは、区別して考えるべきだと私は思っております。すなわち、地権者の方たちが、このままふるさとに住み続けたいという気持ちを持っておられるのは間違いのないことだし、町民誰もがそれは理解を

していると思います。しかし、あえてその気持ちを抑えて、ダム建設に協力していただきたい。というのは、やはり下流の町民の生命財産を守るためにどうしてもダムが必要だからということでもあります。地権者の方が提起された裁判におきましても、地権者の方の住み続けたいという気持ちを訴えられたわけではなくて、事業認定の取消しを求めるという形でダム事業の必要性を争われた訳でありまして、それについて、ダムの必要性を認めるという判決がなされている訳でございます。したがいまして、現在の状況は、地権者の方たちは自分たちの気持ちを抑えて、理性的判断によって、裁判ないし行政の決定に沿って行動をするということが、行動することを決断するということが求められている状況であるというふうに言えると思います。

そこで質問3項目ですが、まず1点目は、現状についての町長の認識は、上述のとおりと考えてよろしいですかと。

2点目は、上述のとおり、地権者の方たちは理性的な決断を求められているのだから、地権者の方たちに手紙を出すなり、マスコミを通じて町長の考えを表明するなどの方法によって、町長の考えを地権者に伝えて、決断を促すべきではないかというふうに思いますがどうでしょうかということ です。

3点目は、ちょっと観点が違いますが、例えば固定資産税などは既に課税できない状態になっていると考えられますし、町政運営上も各方面に何らかの不都合が生じてきていることも考えられるのですけれども、地権者に対してそのような事情というものも明らかにしていくべきではないかと、こういうふうなことを考えております。

2項目目ですけれども、新型コロナ対策についてであります。

11月に入って新型コロナウイルスの感染者が増加しておりまして、第3波が来ているのではないかとというふうなことで懸念されております。第1波のときとの大きな違いは、これから寒さに向かう時期であるということでありまして、これまで以上に注意をする必要があると思われることでもあります。そこで、次の4点をお聞きします。

①ですが、検査体制や医療体制は、本年春の頃より改善されているのでしょうか。

2点目ですが、町民はどのような注意をすればよいのでしょうか。

3点目ですが、小中学校の児童生徒にはどのような指導をしていきます

か。

4点目ですけど、これは観点が少し違いますが、コロナ対策と経済対策が二律背反の関係にあると思われるのですが、特に料理飲食業関係が厳しい状況のように思われます。この料理飲食業界は、仮にコロナが収まっても、町民の生活スタイルが変わることによって客足が戻らないのではないかという不安もあるというふうな状況でございます。こういった状況に対応するために、飲食喚起の呼びかけとか、町版のG o T o イートを実施するとか、あるいはクーポン券を配布するとか、そういった料理飲食業関係への対策を考えるべきではないかと思っておりますがどのようにお考えでしょうか。以上、質問をいたします。よろしく申し上げます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員の質問にお答えいたします。

ただいま議員からは2項目にわたって質問をいただきましたが、まず石木ダムについてのご質問にお答えいたします。

昨年12月の定例会での一般質問の答弁についてであります。田口議員の質問にあります「地権者の皆様方の考えは尊重して」ということにつきましては、「地権者への移転の支援」についてのことでありまして、「町としては、移転者個々の考え方もございますので、その個々の考えを尊重して支援について、しっかりと取り組んでいきたい」と、このように申し上げたところであります。また、「そこに住み続けたいと言っているからといって、そしてそれは同じ町民として理解できますので」というところにつきましては、田口議員からは「土地の明渡し期限も経過しており、地権者の方は移転を余儀なくされている状況にある。町としても積極的に動いていくべきではないか」との質問がありましたので、「議員の言われることはよくわかりますが、そこに住み続けたいと言われている、その想いは、同じ町民として理解できます。知事との話合いによって円満に解決することを望んでいます」と、このように答弁をした次第であります。しかしながら新聞の報道においては、「住民の住み続けたいという気持ちは尊重したい」と掲載をされており、誤解を生む形となっておりますので、改めて考え方を申し上げたいと存じます。町といたしましては、川原地区にお住いの13世帯の皆様が移転される場合は、移転される個々の考え方もございますので、移転について

はその個々の考え方を尊重した支援について、しっかりと取り組んでいきたいと、今もこのように考えております。移転者がどこへの移転を希望されているのか、例えばの話でありますけど、移転先でも農業を続けられ、農地を希望されているのか、もしくは、離農し就職を希望されているのか、現段階では移転者それぞれの希望をお聞きするような状況ではありませんので、現状では具体的な支援策を講じる状況にはないということをお答えした次第であります。これまでも、石木ダム事業にご理解をいただいて、家屋移転された約8割の方々の移転に関しましても、町としての立場で支援をしてきたところであります。また、反対されている地権者は、ここに住み続けたいと言われておりまして、移転について同意をされておらず、石木ダムについて不要との見解を持たれており、連日の座り込みや裁判において、反対運動を続けられております。このような状況から、現状では具体的な支援を講じる状況にないことを申し上げた次第であります。また、今議員からも話されましたが、事業認定取消の訴訟につきましては、控訴棄却の判決がなされ裁判が確定をしておりますして、石木ダムの有用性が認められたものと、このように受け止めております。既に、8割の地権者の方々も苦渋の決断をされて移転していただいております、そのときも個々のお考えを尊重し、町としての立場で支援をしてきておりますので、是非、13世帯の皆様におかれましても、下流域の町民の生命と財産を守るためにも、石木ダムにご協力をいただきたいと思います、このように願っております。

そういった中で、1番目の「現状についての町長の認識は、上述のとおりでよいか」ということにつきましては、ただいま申し上げたとおりであります。

2番目の「上述のとおり、地権者は理性的決断を求められているのだから、地権者の方たちに手紙を出す、マスコミを通じて町長の考えを表明するなどの方法により、町長の考えを地権者に伝え、決断を促すべきではないか」とにつきましては、以前、13世帯の皆様へ町長の親書をお渡ししようとしたしましたが、ほとんどの世帯が受け取りを拒否されました。また、その後も関係地権者数名への面会の申入れをいたしましたが、これにつきましても残念ながら拒否をされました。その後、知事・市長とともに戸別訪問を行いました。面会していただけませんでした。平成26年7月には、知事・

市長とともに川原公民館で13世帯の皆様と面会が出来ましたが、意見交換が出来るような状況ではありませんでした。このようなことから、なかなか私の考えを地権者にお伝えすることができませんでした。明渡し期限から1年を過ぎた日ということで長崎新聞のインタビューがありまして、私の考えについて話す機会を持つことが出来ました。その記事を読まれた方は、私の考えが伝わったのではないかと、このように思います。現在、川原地区の住民の皆様は、土地の権利は失っておりますが、住んでいる以上は川棚町民であり、町として自治会活動を支援する責務がありますので、こういったつながりを通して、何とか話し合える機会が持てないか、今模索している状況であります。そこで、以前から川原地区にお住いの皆さんとの町政懇談会について開催できないか、川原地区の総代さんへ申し入れを行っておりますが、まだ実現しておりません。引き続き、町政懇談会を開催していただけるよう、そしてその中で私の想いが伝えられるよう努力をしていきたいと考えております。なお、決断を促すべきではないかとのことではありますが、町長としてはあくまでも事業に協力をお願いする立場だと、このように思います。

3番目の「例えば固定資産税などは既に課税できない状態になっていると考えられるし、町政運営上も何らかの不都合が生じてきていることも考えられるが、地権者に対してそのような事情も明らかにしていくべきではないか」についてでございますが、議員が先ほど言われたとおり、土地については所有権が国に移転していることから、土地に係る固定資産税は非課税となっております。家屋については、所有権は変わっておりません。このことから、これまでどおり家屋に係る固定資産税は課税をいたしております。町政運営上も何らかの不都合が生じた際には、内容にもよりますが法律に基づきながら、それぞれ判断したいと考えております。また、地権者に対して明らかにしていくべきではないかとのことではありますが、内容にもよりますが地権者との協議も必要になってくるものと、このように考えております。

次に、新型コロナ対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、①の検査体制等についてでございますが、現在、長崎県の新型コロナウイルス感染症検査体制整備計画では、長崎県における次のインフルエンザ流行に備えた検査体制といたしまして、発熱等の症状のある多数の患者に対

して、地域において適切に相談・診療・検査を提供する体制を整備することとされております。このことを受けまして本年春の時点から変更になった点といたしましては、発熱などの症状がある場合の検査体制について、これまでの保健所主体の対応ではなく、最寄りの医療機関、いわゆるかかりつけ医院での検査・診療が11月2日から可能となっております。なお、郡内における対応可能なかかりつけ医院は11月12日現在で14医療機関となっております。その他の医療機関につきましては、今後県が医師会を通じて対応可能となるよう理解を求めていくこととされております。また、検査につきましては、容器で対応できる唾液を用いた方法を採用し、感染リスクの軽減を図ると、このようにされております。

次に、②の「町民はどのような注意をすればよいのか」との質問であります。新型コロナウイルスは、咳、くしゃみなどによる飛沫感染と手指を介した接触感染で感染するといわれております。感染の拡大を抑制するためには、一人一人が人との接触を可能な限り少なくすることが最重要であると考えますが、出勤や買い物など外出の機会は避けられません。その際に気をつけることは、まず可能な限りソーシャルディスタンスを心がけ、そして可能な限り3密を回避することだといわれております。また、自分の体調に関して、臭覚や味覚の異常、発熱、咳、倦怠感など体の変化に注意し、バランスの取れた食事、適度な運動、休養、睡眠など抵抗力を維持し、万一感染してもウイルスと戦えるような体調を整えることも重要だと、このように存じます。

3番目につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

次に、④の「コロナ対策と経済対策が二律背反の関係にあると思われるが、特に料理飲食業関係が厳しい状況に思われるが」ということでもあります。けれども、「この業界は、仮にコロナが収まっても、生活スタイルが変わることによって、客足は戻らないのではないかという不安もある。飲食喚起の呼びかけ、町版G o T o イートの実施、クーポン券の配布など、料理飲食業関係への対策を考えるべきではないか」とご提言をいただきましたが、本町におきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、町内の個人及び各種事業者に対し、議会のご決定などをいただき、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用していろいろな支援を行ってきており

ます。議員ご指摘の料理飲食業関係につきましては、全国的に厳しい状況であり、本町におきましても、今年4月に東彼商工会など各団体からの陳情を受け、5月の臨時議会で専決補正のご承認をいただき、第1弾の緊急経済対策として町内の飲食業、旅館・ホテル、観光バス事業者に対し給付金の交付を実施してきたところであります。その後も、追加対策として町内全事業所に対し支援金を交付いたしております。また、コロナ禍で落ち込む事業者のために、経済支援としてかわたなプレミアム付商品券の販売や、国のG o T oキャンペーンに併せて、町独自のかわたな宿泊キャンペーンを実施をしているところであります。この川棚宿泊キャンペーンにつきましては、11月末現在において予約状況も予算に達する勢いの状況であり、国のG o T oイート事業も始まり、宿泊客等の利用により町内の飲食業、小売店業の支援にもつながっているものと、このように思っております。また、町民の皆様を対象とした地域経済活動の活性化及び町民生活支援として、かわたな応援クーポン券を町民一人当たり2,500円分について全世帯に配布をいたしております。現在、第3波ともいわれる新型コロナウイルス感染症の感染拡大が全国で続いており、都市部では、飲食業の時短要請もなされているようであります。議員からは、「料理飲食業については、仮にコロナが収まっても、生活スタイルが変わることによって、客足が戻らないのではないかとの不安もあり、飲食喚起の呼びかけ、町版G o T oイートの実施、クーポン券の配布など、対策を考えるべきでは」とのご提言をいただいたところでありますが、幸いにして、現時点では町内の飲食事業者等からは特段問い合わせ等についてはあっておりませんが、ご承知のように本町においても、先日、感染者の発生もあり、現時点での飲食喚起の呼びかけについては、時期尚早であると、このように思っております。また、町版G o T oイートの実施及びクーポン券の配布につきましては、町内飲食業の活性化につながる支援策であると理解をしておりますが、今後の状況により判断をしていきたいと、このように思います。なお、かわたな宿泊キャンペーンにつきましては、予算の範囲内で予約を打ち切ることでしておりましたが、あまりにも好評により3月末まで事業を継続することとしておりましたが、あまりにも好評により3月末まで事業を継続することとして、本定例会にご提案している補正予算案の中に追加経費を計上しておりますので、是非ご審議のうえ、ご決定いただきたいと思います。現在は、そのような対応を行っている状況でありま

すが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響がどのように展開するか、町といたしましても予測は不可能でございます。今後の動向をしっかりと注視し、状況によっては東彼商工会等に聞き取り調査を行うなどして対応を検討していきたいと、このように考えております。いずれにいたしても、早期収束を願っているところであります。以上、答弁といたします。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 田口議員の3番目のご質問にお答えいたします。

このことにつきましては、6月の定例議会において、山口議員から同様のご質問を受け、文部科学省において作成された、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づいて、感染症対策に努めていく趣旨の答弁をさせていただきました。各学校においては、このマニュアルに基づいて感染予防に努め、現在も取り組みを継続しているところです。この衛生管理マニュアルですが、12月3日付けで改訂版が出されました。改訂版では、これまでの新型コロナウイルス感染症についてのデータや分析が報告されています。その中で、学校関係の感染者については、10月下旬から数が増加しているが、学校内の感染拡大はほとんどなく、地域での感染拡大につながった例も確認されていないということです。このことは、各学校における感染拡大防止のための日々の工夫や努力によるところが大きいと述べられています。新しい管理マニュアルにおいては、これまでの感染予防の取組の有効性を認め、これからも継続して取り組んでいくよう記述されておりますので、本町としましても、児童生徒には、改めて3密の回避、うがいや手洗いの励行、マスクの着用、登校時の検温など、これまで取り組んできたことを、気を緩めることなく継続していくよう指導していきたいと考えています。また、萩生田文部科学大臣は、「緊急事態宣言が出されたとしても全国一斉の臨時休業を要請することは考えていない」と述べられましたが、学校において感染者が確認された場合には、保健所と協議の上、臨時休業の措置を取ることも考えられます。そこで日々の授業において、このたび配備したタブレットや電子黒板等のICT機器を活用しながら、子どもたちが主体的に学ぶことができるようにし、自宅においてもタブレット等でしっかりと学習できるような環境整備や、自主的に学習できる習慣を身に付けさせるなどの準備を進めておかなければならないと考えています。それから、

新型コロナウイルスを巡り、インターネット上には、感染した人や医療従事者等に対して嫌がらせや差別、誹謗中傷、不安をあおる情報、医学的に根拠のない対処法などが書き込まれています。児童生徒保護者に対して、感染症について正しく理解し、誤った情報に惑わされず、人の立場になって考え行動できるように、道徳の授業などを通して指導していきたいと考えています。これから年末を迎えるにあたり、人との交流や地域間の移動が活発になることが予想されます。また、気温が下がると屋内での換気が不十分になり、感染が広がりやすくなります。児童生徒の感染経路は、家庭内感染が最も多いようですので、こまめに換気をするなど、家庭での感染予防についても保護者をお願いしていきたいと考えています。以上で、私の答弁を終わります。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** まず、石木ダムについてですけども、3点質問をしたのですが、その中の③についてなんですけども、このいろんな町政運営上不都合なことがあるのではないかというふうなことを、私はあの点この点というふうなことをですね、言い立てるつもりはないのですけれども、ただ、地権者の方がこのまま住み続けると主張して現に住んでおられるので、あえてこの点を取り上げてみました。そもそも固定資産税のかからない河川用地の中に住み続けること自体変則的なことなんですので、町政運営上全く不都合がないとは言えないと思います。ただ、現状は町が、その現状に合わせて町が一定の配慮をして対応をされているということではないかと思っておりますが、当面はこれはやむを得ないことであると思っておりますけれども、ずっとこのままの状態が続くというわけにはいかないというふうに思っております。すなわち私が言いたいのは、地権者の方たちは町の治水対策上、必要なダム建設という町の政策には反対しながら、その一方では町政運営上の一定の配慮を受けるといっているわけなので、そういう姿勢っていうのは世間一般から見ればどうなのかなという疑問を持たざるを得ないのではないかということをお願いいたします。自分たちの提起された裁判でも、もちろんまだ最高裁の結論が出てからまだあまり時間が経ってませんのでよくわかりませんが、そういった裁判の結果もですね、思わしくなければ無視するようなというようなことをされるとやはり、そういう姿勢はどうなのかなと

いうふうなことを疑問に思うわけです。そもそもって考えると、やはり私たち人間はですね、世間一般の目から見て正しいなど、正当だよなどというふうな思われる行動や言動をすべきであるというふうに思っております。だから私たち町民もお互いルールを守って、譲り合って、協力し合って、この町の中で一緒に生きていくというのがあるべき姿だと思います。地権者の方々には、そういう気持ちで町政運営に協力をしていただきたいと私は思っております。もちろん、こういうような批判的な気持ちをあからさまに発言するような町民はいないかも知れませんが、やはり町民の気持ちの底にはですね、自分中心的な行動、言動だけでは支持はできないなどという気持ちはあると思います。そういう町民の気持ちがあるということも踏まえていただいて、町制懇談会の中ではですね、単にダムに協力をお願いするというところだけじゃなくて、町全体のまちづくりのために一緒に力を合わせていこうというようなことを、町のトップとして地権者の方たちに話をしていただきたいと思っておるんですけども、そういう考えで臨んでいただきたいと思います。がどのようにお考えでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。今、議員はいろいろ申されましたが、その中で今の現状を町が配慮している形になっているというような発言もありましたが、実はその件については町が配慮するというような考えは全く持っておりません。現状やむなくそうなっているという状況であると私は思っております。

それから、いろいろおっしゃった中では、自分たちの提起した裁判さえその結果が思わしくなければ無視をするというような、そういった身勝手に見えるような、というような発言もありましたが、これにつきましては、今提起されている裁判が係争中のものもありますが、事業認定の取消訴訟につきましては、最高裁で上告を退け、一審、二審の判決が確定をいたしております。やっぱり議員もおっしゃるように、こういった自分たちが提起した裁判でその結果が出れば、これについてはやっぱり尊重していただきたいと思いますところでもあります。まだ、一つ一つの答弁は差し控えますが、これからも、先ほど言いましたように、この10月にも地区から環境整備に対する要望書が出ておまして、その中で石木ダムに反対をするようにという要請

が出ておりますので、この件については是非13世帯の皆さん方と町長とで町政懇談会をさせていただければと、このようにこれからもお願いしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 町政懇談会の話が出ましたが、もう1点言っておきたいのですが、明確にはっきり言えることはですね、誰でも絶対確実に歳を取ることです。地権者の方も高齢になってきておきまして、自分たちの生活設計を考える必要があるというふうに言えるわけですね。一方、供託金を受ける権利というのは、お金の形の国に対する債権という形になっていますから、その債権という権利については存続期間に限りがあります。土地の所有権とは明確に異なります。こういったことは誰が考えてもわかることでもありますで、私たち一般町民も、あるいは町行政に携わる人たちも、おせっかいと思われてもですね、地権者の方たちには自分たちの生活設計を考えた方がよいということを、言ってやるべきだというふうに私は思います。そういった町政懇談会の場で、町長には、そのように腹を割った話をしてもらいたいと思っておりますけれどもどうでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。もし、そういった機会をつくっていただければ、この川棚川の治水対策は本町に取りましては大変重要な課題でありますので、是非これの実現のために町長の想いを話す機会を持っていただきたいと、このように思っているところであります。いずれにいたしましても、新聞報道によりますと、反対地権者は話し合いについて今が一番いいタイミングであるというような話もされております。また、知事も定例県議会の一般質問に対する答弁の中で、「まずはその真意を確かめたい」と述べられておきまして、「円満に土地を明け渡してもらえるのが最善との考えに変わりはない」と、このようにも述べられておりますので、まずはその新聞記事で読んだ限りでは、双方とも話し合いを求められているような気がいたします。今はその進展を期待をしているところであります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 念のため、その町政懇談会についてお聞きしますけれども、こ

これは先般の新聞記事には別の方が載っておられたんですけども、この町政懇談会というものは、川原郷の総代を通じて申し入れてあるということでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。一般的に町政懇談会というのは、地域の方から町に対して要請があるものであります。しかし今回は、これまでになかった、平成29年から総代さんが変わられまして、その総代さんから環境整備要望の中の一つとして石木ダムに反対を表明するようというような主旨の要望もありましたので、それについては治水対策は町としても必要な事業だから是非協力をお願いしたいということで、この件について町政懇談会を開催してもらいたいということで町の方からお願いをしている状況であります。あれから4年目になりますが、今回も要望が出ておりますので、それについてこちらからお願いをしたいと、このように考えております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** はい。早急にその懇談会がですね、実現することを期待いたします。

あまり時間がないので、コロナ関係に移ります。結局ですね、町民は3密を避けるなどの注意が必要ということですがけれども、もう端的に言ってですね、今頃コロナでないインフルエンザ、あるいは普通の風邪っていうものもはやっていると思うのでですね、もし熱があるとか、どうも風邪気味だっていうときには、どうすればいいんですかね。かかりつけ医に行けばいいのか。かかりつけ医っていうのはPCR検査をしてくれるのかですね。あるいは最初から自分自身でPCR検査を受けに行けばいいのか。そういったものはどうすればいいんでしょうか。少し具合が悪いついていったときに。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、お答えします。発熱等の症状がある場合にはですね、先ほど町長が答弁しましたように、かかりつけ医院を持っていらっしゃる方はかかりつけ医の方に連絡をしていただいて、その医院が検査・診療を対応可能であればその医院で検査・診療をすることができます。ただ、その対応ができない医院もございますので、その場合は患者として受け入れた医院が長

崎県受診相談センターという機関が設けられておりますので、そちらの方に連絡をして適切な医院を紹介していただくという流れになっています。それからもう一つ、かかりつけ医院がない方については、直接長崎県受診相談センターの方に連絡をいただいて、その際も対応可能な医院を紹介してもらうという形になっております。これはあくまでも、発熱等の症状がある方のごとでございまして、自分が感染しているかもしれないという心配なときに誰でも行けるというものではございません。PCR検査を受けたいという方は、対応可能な、例えば長大であるとか、長崎みなとメディカルセンターでつかね、いくつかございます県内でも行っているところが。ただ、その分については自費での対応となってまいります。症状がある方につきましては保険診療となりますので、何割かの負担でできるという形にはなっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** それから、先般1人感染症が町内で明らかになったという発表がなされましたけれども、そのときに、その人についてどのように措置をしたのかが明確でなくてですね、新聞記事でも対応を検討してますみたいな記事であったように思いますが、そういう病院に収容したのか、あるいは自宅待機をさせていただいているのかという、どのように対応したかっていうことをはっきりさせないと、かえっていろんなそれこそ町民が憶測をしてですね、不安をあおるようなことになってるのじゃないかな。現実にも何件か問い合わせがあったんです。あの患者さんはどうしたのかっていう問い合わせがあったんですけど、そういうふうなことで、発表内容というものを十分吟味してですね、これは保健所がその発表をしなかったからなんでしょうけれども、もうちょっと町民に安心させるような発表にすべきではないかと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 安心できるような発表っていうのがどのようなものか、ちょっと今考えが及びませんけれども、議員言われるように、保健所が報道機関等に情報として流しているもの以外のものの情報は私どもも情報として知り得ることができません。なので、おっしゃりますような安心できるような情報の流し方っていうのも当然できないということになってきます。誹謗

や中傷というところについては、どのような情報の流れ方があったとしても、それは個人個人がやっぱりモラルの中で判断していくものだと考えておりますので、今現在の情報の収集の仕方が変わらない限り、町としてもこれまでの対応を継続せざるを得ないというふうに考えています。以上です。

**議**            **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 保健所の情報だということですが、私が言いたいのは、保健所と十分調整をして、発表内容を十分に吟味して調整していただいた方がいいのではないかという私の意見を持っているということです。

それで、学校の関係についてもお聞きしますけれども、同じように子どもがですね、熱があるとか、風邪気味であるというような児童生徒というものは、欠席をさせるんでしょうか、あるいは保健室などの別室に登校をさせるということなんですか。

**議**            **長** 教育長。

**教 育 長** はい。発熱のある児童生徒については、37度5分以上ある子については登校させないようにということで各家庭にお願いしております。そしてまた、学校に来てから発熱する場合がありますので、そういった場合は、すぐ別室に保健室とか、ほかの子どもたちと交わらないようにしてですね、家庭と連絡を取るようなことにしております。

**議**            **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 先ほど教育長の答弁の中に、タブレットのことがありましたけれども、その他別室での登校をさせたり、あるいは自宅、休ませたりという生徒に対しても、タブレットを利用すれば授業をすることができるのではないと思われるんですけど、現状ではそういうことができる状況になっているのでしょうか。

**議**            **長** 教育長。

**教 育 長** タブレットの配備というかですね、子どもたちに配ったのがまだ期間が短くあります。そしてまた、授業をするというのについても、持ち帰るということは今考えてですね、やっている学級もあります。ただ、家庭においてすぐ学級の授業を見れる状況かといったら、今まだそこまでの環境に、ネット環境とかですね、ありませんし、またそういったことが可能には今後するようにはしているところですが、まだそこまで至ってないとい

うことです。それから中学校においては、教室に入れないうどもたちもいますので、今試験的に自分のクラスの授業を別室で自分のタブレットで今見れるような状況にして、その子どもたちの状況を見ると、とにかく一生懸命にタブレットを見て授業を見ていると、受けているという状況にあります。今後そういったことを研究をずっと職員と一緒に取り組みながら教育委員会として環境整備には努めていこうと取り組んでいるところです。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。飲食業関係ですけれども、国の方で家賃支援給付金というものが制度化されておりますけれども、これは6か月分を1回限り支給するような感じのようなのでありますので、まだまだコロナが長引いているので、飲食業の方も困っている人もあるのではないかと思います。そういう意味で、家賃の補助というのは町独自ですとかというような考えはないのでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。家賃の補助につきましては、現在検討はしておりません。今後、町長が答弁しましたように、商工会に調査をしていただいて、その結果でそのような補助があれば、実際そのような検討をしていければと思います。以上です。

8 番 田 口 以上、終わります。

(14 : 39)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(14 : 40)

(…休 憩…)

(14 : 50)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ここで、町長から発言の訂正の申し出がっておりますので、これを許可します。町長。

町 長 はい。大変申し訳ありません。先ほど、田口議員からの石木ダムについてのご質問をいただきましたが、その壇上での答弁の中で、「事業認定取消の訴訟につきましては、控訴棄却の判決がなされ石木ダムの有用性が認められたものと、このように思っている」という発言をしましたが、

これは控訴棄却じゃなくして、上告棄却でございますので、訂正をさせていただきます。以上でございます。

**議 長** それでは次に、高以良壽人議員。

**9 番 高 以 良** 議席番号 9 番、高以良です。「プラスチックごみの削減について」ということで質問をいたします。

プラスチックは、軽量で加工しやすく大量生産に適しているため、さまざまな産業分野に革命をもたらし、私たちの生活の利便性を向上させてきました。そして、周囲を見渡してもプラスチックのない場面など想像できないほど、私たちの生活に必要不可欠なものになっています。しかし一方では、適切に処理されることなく捨てられたりしたプラスチック製品が、最終的には海に流れ出し、海洋プラスチックごみとなって、海岸に打ち上げられたり、海洋を漂ううちに太陽の光や波の力などによってどんどん劣化して、さらに小さな、大きさが 5 ミリ以下のマイクロプラスチックとなり、その結果、魚がそのマイクロプラスチックを餌と間違えて食べてしまい、知らず知らずのうちに体内に取り込んでいるということ、そして次にはその魚をヒトが食べることによって、ヒトの健康面にも影響が出る恐れがあるということなど、生態系への悪影響が懸念されています。そのほかプラスチックは、焼却されたり劣化したりする過程で温室効果ガスが発生するということが問題となっています。また、インターネットでプラスチックごみについて検索してみると、「毎年少なくとも 800 万トン分のプラスチックが海に流出し、何も対策を講じなければ、2050 年までには、重量換算で、プラスチックごみの方が魚より多くなることが予測されている」という内容の記事も見られます。このように、生態系にまで悪影響を及ぼすおそれのあるマイクロプラスチックを減らすためには、そのもとになる、適切に処理されずに捨てられてしまうプラスチックごみを発生させないということが最も重要なことで、町民一人一人がプラスチックごみ削減について強く意識して生活していく必要があります。プラスチックごみを削減し、マイクロプラスチックを減らしていくということは、一自治体だけの取り組みで簡単に効果が出るようなものではありませんが、だからと言って何もせず成り行きに任せていては、先ほど述べたように、2050 年までには魚よりプラスチックごみの方が多くなることが予測されている状況でもありますので、行政と住民がそれぞれの立

場で、できるところから取り組んでいく必要があると考えます。そこで、プラスチックごみの削減に関して、次のことについて尋ねます。

1点目、プラスチックごみの削減について、本町としては基本的にどのような方針で取り組んでいく考えか尋ねます。

2点目、適切に処理されることなく、いわゆるポイ捨てをされたりするプラスチックごみを減らすためには、一人一人がプラスチックごみ削減について強く意識して生活していくことが重要です。そこで、町民の皆さんにプラスチックごみ削減に向けての意識をさらに高めてもらい、具体的に行動を起こしてもらうため、町民としてすぐに始められること、簡単にできることなどの情報提供と、プラスチックごみ削減の普及啓発に取り組む必要があると思いますが、どのように考えておられるか尋ねます。また、町が買い物袋を作製し、各世帯に配布する考えはないか尋ねます。

3点目、廃棄物の排出抑制及びごみの減量化並びに資源の再利用を図ることを目的として交付している資源集団回収報奨金の額を引き上げる考えはないか尋ねます。

4点目、本町は閉鎖性の高い大村湾に面しており、湾の環境を守るためにもプラスチックごみ削減に取り組む必要があります。また、プラスチックごみは、生態系への影響だけでなく、操業中に網にかかるなど漁業に影響があるほか、海岸に打ち上げられて景観を損ねるため、観光面にも影響を及ぼすことなどが考えられます。そこで、町を挙げてプラスチックごみの削減に取り組もうとする姿勢を示すため、「プラスチックごみゼロ」を宣言をする考えはないか、また、第6次川棚町総合計画の中に「プラスチックごみの削減」を謳う考えはないか尋ねます。以上です。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 高以良議員のご質問にお答えいたします。

議員からはプラスチックごみの削減についてのご質問をいただきましたが、まず1つ目の質問、プラスチックごみ削減についての基本的方針についてであります。現在長崎県において、令和3年度から令和7年度を目標年度とする「第5次廃棄物処理計画」が策定中であります。その計画の課題の一つとして、マイクロプラスチック対策などの課題についても盛り込まれる予定となっており、具体的な対策としてレジ袋有料化を契機としたマイバツ

グ運動等によるプラスチック製品の使用抑制、分別徹底の推進、廃プラ類の排出抑制、再生利用の推進と啓発活動などが盛り込まれる予定となっております。また、本町におきましても、本年3月に令和10年度を目標年度とした新たな「川棚町一般廃棄物処理計画」を策定しており、ごみ排出量減量化の目標、取り組み、ごみの分別等について明記しているところであります。今後も県・町の処理計画を基本的な方針として、プラスチックごみ削減も含めたごみ削減事業に取り組んでいきたいと、このように考えているところであります。

次に2つ目の質問についてですが、プラスチックごみ削減を含めたごみの発生抑制、減量化の普及啓発活動は重要なものと考えております。プラスチック問題だけではなく、環境問題全般に対する啓発活動、学習活動などが、関係団体や学校の協力をいただき実施しているところであります。さらに、文化祭や町のイベントなどの機会を捉え、町民の意識を高めるため、展示物による情報提供、啓発活動に努め、その折、エコバッグの配布も併せて行っているところであります。このエコバッグの配布につきましては、担当課の事業以外でもイベント等の粗品として配布されている場面はよく見受けられますし、バッグの容量、色、柄などの好みも人それぞれではないかと思えます。したがって、新たにエコバッグを町で作製し配布する事業は今のところ考えておりませんが、ごみ削減に対する情報提供、啓発活動につきましては、ホームページや広報誌の媒体を使い、更なる充実を図っていきたくこのように考えております。

続きまして、3つ目の資源集団回収報奨金の増額についてであります。現在県内21市町のうち、14市町が集団回収事業に対して何らかの補助を助成をしているところであります。県内の状況を見ますと本町の助成額は高い方でもあり、助成対象となる回収品目や対象団体を新たに追加するなどの事業の拡大も図っております。このようなことから、直ちに助成額を増やすことは考えておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

次に、最後の質問「プラスチックごみゼロ」宣言についてであります。2015年の国連総会「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsが採択されて以降、17の分野別目標のうちの一つとして、プラスチックの自然循環、河川海洋の汚染防止を目指したプラスチックごみゼロ宣言が大阪

府や神奈川県などで行われているようであります。本町におきましては、他の自治体より非常に多くのプラスチックごみが問題となっている状況ではなく、県と同様にプラスチックごみを含めた廃棄物全体を対象とした「ゴミゼロながさき」として推進していく考えでありますので、プラスチックごみに特化した宣言をする予定はございません。なお、県がプラスチックごみゼロ宣言をされた場合、他県の例でもありますように、賛同市町として表明してもよいのではないかと、このように思っております。第6次川棚町総合計画の中でも、基本的にはプラスチックごみに特化したものではなく、全体的なごみの削減を目標としていきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 本町については、令和10年度を目標にした計画を立てているということでありましたけれども、併せて県の計画もあるのでそれに基づいてごみの削減について取り組むということであったというふうに思います。これらの計画について具体的な数値目標というものはあるのかどうか、まずその辺についてお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住 民 福 祉 課 長** はい。町の廃棄物一般処理計画におきまして、ごみの排出量の推計は29年度、30年度を出しております。これはもう過去にもずっと出しておりますけれども、それ以降、令和10年度までの排出目標を、これは福祉組合の清掃工場と三町協議しながら、目標の排出量の推計を出しております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** そういった数値についてはですね、町民に対してやっぱり町民の協力も得る必要があるというふうに思うんですが、そういう内容について町民への周知についてはどのように取り組まれていく考えかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住 民 福 祉 課 長** はい。現在この処理計画についてはホームページ等には載せておりませんが、議員がおっしゃるとおり町民の方に広く周知を図りたいと思っておりますので、今後掲載をしていきたいと考えております。以

上です。

**議** 長 高以良議員。

**9 番 高 以 良** その場合にですね、広報誌とかホームページへの掲載というのが一般的に考えられるんじゃないかなというふうに思うんですけども、それも効果がないというわけではないと思いますが、更に町民の目を引くために、そのことだけについての、例えば具体的にはチラシを作成・配布するとかっていう方法も効果があるんじゃないかなと、町民の目を引くということでその効果があるんじゃないかなというふうに思うんですが、そのチラシを作って配布するということは考えておられないかお尋ねしたいと思います。

**議** 長 住民福祉課長。

**住 民 福 祉 課 長** チラシ等の作成、それから広報誌の掲載、そういったところに特集記事を載せると、そういったことについては今後考えていかなければならないかなとは考えております。そのほかですね、イベント等においてマイバッグを配るときにマイバッグ運動とはというチラシと一緒に付けたり、それから、文化祭において大村湾を綺麗にしましょうというようなチラシを配布したりですね、そういった活動は現在もしております。以上です。

**議** 長 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 2点目ですが、町民への情報提供とか、普及啓発の関係ですけども、今も話がありましたけれども、学校の中でとか、あるいは文化祭等の折にもいろんなことを取り組んでいると、エコバッグの愛用についても取り組んでいるので、新たに町でいろんなことを取り組むということについては考えていないということだったかなと思うんですが、町民としてやっぱりどういうことを取り組んでいけばいいのか、何ができるのか、簡単にできることはないのかということなど、更に具体的にですね、町民に知らせて、すぐにでも行動を起こしてもらおうというようなことについて積極的に広報、周知に取り組んでいく必要があるのではないかなというふうにと思いますが、その点について何か考えがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

**議** 長 住民福祉課長。

**住 民 福 祉 課 長** はい。新たな取り組みというのは、特別に考えておりません。ただ、今世界的にも問題となっておりますプラスチック問題、そういった部分については、よくテレビ等でもですね、放送とかもされておりますの

で、かなりの方がですね、そういった問題については周知されてるんじゃないかと思います。とりあえず、我々ができることっていうところでエコバッグの配布とかを文化祭であるとか、ふれあい教室、これは高齢者教室になりますけれどもそういったところで配布をしておりますし、また、いのちと暮らしを守る会と一緒にですね、文化祭のときに啓蒙活動をしたり、そういった、今行っている事業以上はですね、特に新たな事業というのは考えておりませんが、今後もそういった重要な環境問題でありますので、機会をつくってですね、広報誌であるとかそういった事業におけるチラシの配布活動とかには力を入れていきたいと考えております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 私が言うまでもなく、担当課としては十分認識はされているだろうと思うんですが、町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中にもですね、「一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する住民及び事業者の意識の啓発を図るとともに」というような文言もありますので、是非町民への情報提供とか普及については今まで以上に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、買い物袋の件ですが、町で新たに作ることは考えていないということだったと思うんですが、いろんな団体等で取り組まれている部分はあるかもしれませんが、町がですね、直接作って町民の皆さんに配布をしたりするということによって、まちを挙げてプラスチックごみの削減に取り組もうとしているということが町民にも十分伝わるのじゃないかなというふうに思います。そういう意味で、町が作って配布をするということについても、それなりの効果があるのじゃないかなというふうに思いますが、その点について再度その考えがないかお尋ねしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住 民 福 祉 課 長** はい。そういったマイバッグを配布して町民の意識を高めるというのは十分に効果は期待できるのかなとは思いますが、今、レジ袋が有料になって、かなりの方がマイバッグっていうのを持たれているんじゃないかなと思っております。そういった中で、新たに町で作ってそれを配布するっていうのが果たして利用がですね、あるのかっていうのもありますので、マイバッグの配布については既存の、今、地衛連と一緒に共同事業

として行っておるんですけれども、そういったところでですね、配布をしていきたいと、新たにマイバッグにおいて町民の意識を高めていこうというところは考えておりません。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 全国でも皆さんご承知と思うんですが、自治体がマイバッグを作って配布してるというところはかなりあると思うんですよ。で、それなりの効果があるというふうに思いますので、あると思われるからそういうことに取り組んでいるんだらうと思うんですが、そこら辺も考えても本町についてはその考えはないということなのかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住 民 福 祉 課 長** はい。同じ答えになるとは思いますけれども、町民の意識を高める手段としてのマイバッグ配布っていうのは、今のところ考えておりません。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 町としてはマイバッグを作る考えはないということですが、地衛連あたりとの共同ということでもいいのですよね、是非考えていただければというふうに思います。

次に3点目ですが、県内では14市町が助成をしていて、本町は高い方であるからということで、報奨金の額を引き上げる考えはないという考えであったというふうに思いますが、波佐見町の場合は1キロについて10円というような金額で助成をされておるようです。本町については1キロ当たり5円、確か5円でしたね、瓶については1本につき5円という金額で助成されているようですが、この金額については要綱が制定されてから、平成7年に制定されているようですが、その制定当時から金額の引き上げ、改正等も行われていないということでもありますので、是非金額を引き上げて、更に集団回収の量を増やしてもらおうということも考えてもいいのではないかなというふうに思いますが、その点についてお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住 民 福 祉 課 長** はい。確かに助成金額、単価によっては高いところもございます。ただ、回収の品目について、波佐見の方は古着等はされてませんけれども、うちの方では古着等も対象にしているようであります。また、町長答

弁にもありましたけれども、助成の対象を平成29年度の改正で自治会にも広めておりますし、31年の改正においては空き瓶類、こういった部分も広めておりますので、そういった対象を広めているところからご理解いただければと思います。以上です。

**議**            **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 9月議会の決算審査の折に、担当課長も確かおられたと思いますので記憶があられると思うんですが、資源集団回収については回収業者の買取金額の低下とか、休日の回収が難しくなってきた、業者の方の回収ですね、が難しいとか、あるいは集積の場所が確保が難しいので、回収量については年々減少してきているというような説明を受けました。集団回収に取り組む団体としては、活動費の捻出ということも考えて集団回収に取り組んでいるところも相当数あるんじゃないかなというふうに思います。町からの報奨金額が引き上げられれば、いろんな事情で難しい面もありながらも、活動費の捻出のために頑張ろうということで回収の活動に取り組むところも増えてくるんじゃないかなというふうに思います。そういう意味でも、金額の引き上げはそれなりの効果が出てくるのではないかなというふうに思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

**議**            **長** 住民福祉課長。

**住 民 福 祉 課 長** はい。事業所の買取価格が下がってるってということでしょうか。

**議**            **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 集団回収をした資源ごみを事業者ですね、回収業者が買い取ってくれるときの金額が安くなってきたという説明だったというふうに思います。

**議**            **長** 住民福祉課長。

**住 民 福 祉 課 長** はい。その事業所の買取金額が低くなってしまってるっていうのはうちの方ではもうどうしようもないことですので、ただ、それ以外に町の助成としてキロ当たり5円であるとか、そういった助成をしておりますので、地区によってはそれが少ない、量も少なく金額もあまり高くないのでその回収を差し控えるというところもあるかもしれませんが、今のところ県内を見渡した中でですね、非常に安いと、低い金額を設定されて

いるというところではございませんので、今後ですね、そういった部分も含めて、他所の市町の状況も踏まえながら上げていくべきなのか、現状維持なのかというの判断をしていきたいと思えます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 今までは業者が引き取ってくれるときの金額と、併せて町からの報奨金の額があるということで集団回収に取り込んでいるところもあると思うんですよ。それがその業者の部分が少なくなるので、全体としてはもらえる金額が少なくなったというそういうことも集団回収の量が少なくなっている理由になるんじゃないかなというふうに思うんですよね。参考までに過去の実績を見てみると、平成25年には全体ですけれども、資源ごみ136トンで報奨金が68万円という実績があっていますが、令和元年度では67トンで金額も37万6,000円に少なくなっているというようなことになっているようです。これはやっぱりいくらかでも報奨金の額が上がればですね、もうちょっと自分たちも頑張っ、活動費の捻出のためにも頑張ってみようかということも出てくるんじゃないかなと思うんですが、回収をされないのはそれぞれの団体の判断だというふうになれば、もうそれまでなんですけれども、こういう量が減ってきてるとかということについてはもうやむを得ないというような判断なのかお尋ねしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住 民 福 祉 課 長** はい。回収量が少なくなっているというのは、やはり憂慮すべきところではありますけれども、金額ではなくて資源回収の大切さ、そういったところをですね、高くなければしませんよじゃなくて、高ければ自治会も、そういった団体もいいんでしょうけれども、資源回収の根本的な大切さっていうのを伝えていければなと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 集団回収には子供会あたりでも取り組んでいるところもかなりあると思うんですよ。で、子どもたちも一緒に参加することによって、子どもの環境教育の面でも効果があるのではないかなというふうに思いますのでですね、できれば金額を引き上げてもらって、少しでも取り組む団体が増えるように、是非考えてもらいたいというふうに思います。今答弁がありましたように、その集団回収の意義についての周知といいますか、広報・啓蒙

とかっていうことについては是非取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

それから最後の4点目ですが、本町ではごみは特に多い方ではないということで、プラスチックごみに特化して、「プラスチックごみゼロ」を宣言する考えはないということでしたが、ただ、県ができればそれに賛同する考えはあるというふうなことであったというふうに思います。本町は大村湾に面した町の一つでもあるし、ごみの削減に向けた取り組みをですね、積極的に取り組んでいくというような、そういう考えが必要じゃないかなというふうに思います。本町が率先して「プラスチックごみゼロ」を宣言することによって、県内の他の市町にも宣言をすることで出てくるのではないかとというふうに思いますが、その点についてのお考えをお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、高以良議員。

**9 番 高 以 良** ちょっと質問の仕方がまずかったと思いますが、本町が率先してですね、「プラスチックごみゼロ」を宣言するという考えはないかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えをいたします。今、高以良議員の方から質問があつておりますけど、このプラスチックごみの問題につきましては、先ほど高以良議員演台で述べられましたように、地球環境規模で取り組んでいこうということで、SDGsの中で豊かな海を守ろうという形の中でそういった対策が議論されておまして、今これは地球規模でこの運動が進められようとしております。そういった中で川棚町が特にこのプラスチックごみの排出量が多ければ何らかの対策を講じていく必要がありますけれども、現状ではそうじゃありませんので、特段宣言までしてはというようなことを冒頭申し上げたわけでありまして、高以良議員の一般質問をされる場合のパターンを考えておきますと、まず事業の必要性を述べられて、そして事業を実施することについての難しさを述べられております。一般的にですね。今回もそうでした。そのあと、だからといって何もしなければ大変なことになるということで、いろんな事業を提案をされます。今回もまず、ごみを減らすためにマイバッグ運動をしたらどうかと、あるいはバッグを町で作ったらどうかというようなご提言をいただきました。これについては、現状ではやはり全国的

な規模でそういった動きになっておりますので、また、現状でもバッグをい  
ろんなときに配布をしたり、あるいは団体の活動の中で配布をされておしま  
すので、あるいは商店の方ではレジ袋を有料化して、いわゆる排出をしない  
運動が今徐々に広がっているんじゃないかということに感じております。そ  
ういった中で後段では、今度は資源回収について述べられましたが、前段で  
は排出を減らそうということを申されまして、後段では排出したごみを処理  
するために活動をなされているが、その補助金が低いとかいうような話を  
されまして、やっぱり問題は排出をしないようにしなければいけないんじ  
ゃないかというふうに思っております、そういった施策に対して今町が何を  
すべきか、そういった中で提案を2、3していただいたことについては担当  
課長が述べたとおりで、その必要は今現在実施をされておりますので取り組  
みは考えてないというような内容のものを申し上げたわけでございます。そ  
ういった中で全体を考えますと、このマイクロプラスチックの排出削減につ  
いては、地球規模で今後取り組んでいかれるものと思いますので、そういっ  
た中で、もし県がゼロ宣言を出しますと、その同調としたことで町もそれ  
に賛同するようなことをしたらどうかということで担当課長が申し上げた次  
第でございます。そういった状況を全体的に把握をして、そして今の町の考  
え方を是非ご理解いただきたいと思います。特にプラスチックの排出ごみが  
多いという状況ではないということをもまずご理解いただきたいと思いま  
す。  
以上でございます。

**議** 長 高以良議員。

**9 番 高以良** 他の自治体と比べて川棚町が多くはないからということで、  
成り行きに任せるということはどうなのかなというふうに思いますが、町が  
率先してでも取り組んでいって、周りに呼びかけていくというようなこと  
をしてもいいのではないかとこのように思いますがどうでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい。ただいまの、また高以良議員が、「成り行きに任せる  
ということは」とおっしゃいましたが、成り行きに任せるということは一言  
も言っておりません。要は、そういう状況であるので町があえて宣言をする  
必要があるのかどうかということを上申したわけでありまして。そして、も  
し宣言をすれば、その宣言に沿った事業を構築していく必要がございます。

そういったことも考えますと、今特段、いろんな課題がある中で、このプラスチックごみに特化した事業を取り組むということは考えられませんので、先ほどのような答弁をしたわけでありまして。以上でございます。

議 \_\_\_\_\_ 長 高以良議員。

9 番 高 以 良 プラスチックごみについては、生態系にまで影響を及ぼす恐れがあるというようなことを十分認識してその削減に取り組む必要があるというふうに思いますが、地球温暖化防止とともに、私たちの子どもとか孫の世代にですね、その時代のことまで考えて取り組んでいく必要があるというふうな気持ちから質問をしたということです。そういうことを、私の気持ちを訴えて質問を終わりたいと思います。

( 1 5 : 3 1 )

議 \_\_\_\_\_ 長 通告者の質問がすべて終了いたしましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。どうも、お疲れ様でした。

( 1 5 : 3 2 )

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 \_\_\_\_\_ 村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_ 高 以 良 壽 人

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_ 堀 田 一 徳